

令和5年度こども・子育て支援推進調査研究事業

家庭支援事業の適切な運用のあり方に関する調査研究
報告書

令和6年3月

株式会社 日本総合研究所

目次

第1章 研究の概要	2
1. 研究の目的.....	2
2. 検討の流れ.....	2
3. 検討委員会の概要.....	3
第2章 児童育成支援拠点事業.....	4
1. 検討概要	4
(1) 第1回検討委員会	4
(2) 第2回検討委員会	8
(3) 自治体/事業者ヒアリング	17
(4) 第4回検討委員会	20
(5) 自治体からの意見聴取	24
(6) 第6回検討委員会	25
2. まとめ	27
第3章 子育て世帯訪問支援事業	61
1. 検討概要	61
(1) 第1回検討委員会	61
(2) 第3回検討委員会.....	66
(3) 自治体/事業者ヒアリング	71
(4) 第5回検討委員会.....	74
(5) 自治体からの意見聴取	79
(6) 第6回検討委員会	81
2. まとめ	84
第4章 本年度の検討を踏まえた今後について	108

第1章 研究の概要

1. 研究の目的

地域関係の希薄化や核家族化などにより、負担や悩みを抱える子育て世帯が多くなっている状況を踏まえ、児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年6月15日法律第66号)において、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、家庭支援事業(※)として、子育て家庭を支えていく大きな役割を果たすことが期待されている。

(※児童福祉法第21条の18に規定する、子育て短期支援事業、一時預かり事業、養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業、の6事業)

このうち、本調査では、児童育成支援拠点事業及び子育て世帯訪問支援事業について、自治体や事業者における先駆的な取組状況を調査・分析し、事業実施におけるガイドライン(案)を作成することを目的とする。なお、事業の質を担保する観点から、その適切な運用が図られるよう、有識者の参画の下、研修の内容や事業を提供する際の留意事項等について検討する。

2. 検討の流れ

本調査研究では有識者による家庭支援事業に関する検討委員会を組成し、児童育成支援拠点事業と子育て世帯訪問支援事業のそれぞれについてガイドライン(案)に関する議論を行った。いずれの事業も骨子の検討を踏まえてたたき台となるガイドライン素案を作成したうえで、検討委員会での意見聴取、自治体/事業者への個別のヒアリングや当該事業に関する自治体からの意見聴取を通して、その内容を精査する形で検討した。

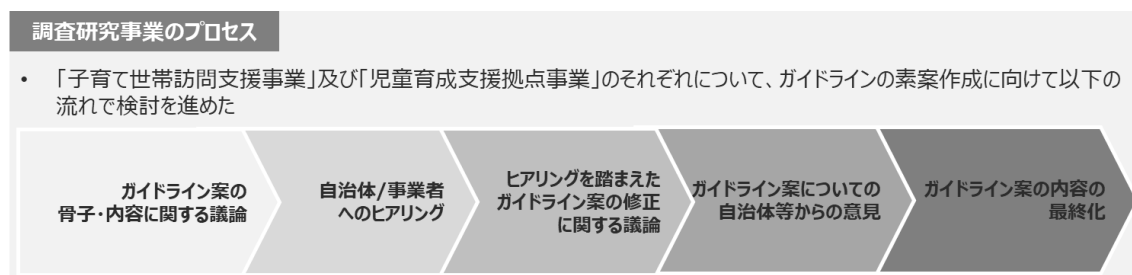


図 1 検討の流れ

3. 検討委員会の概要

本調査研究において組成した家庭支援事業に関する検討委員会の委員名簿は以下のとおりである。

表 1 家庭支援事業に関する検討委員会委員名簿（敬称略）

No,	氏名	所属・役職
1	入江 竜生	鳥取市健康子ども部子ども家庭局子ども未来課 課長補佐兼企画係長
2	木村 容子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
3	佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部子ども学科教授
4	谷 杏奈	神戸市子ども家庭局家庭支援課 係長
5	野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部長

家庭支援事業に関する検討委員会は以下スケジュールにて開催した。第1回では本検討の対象となる2事業のガイドライン骨子案について議論し、第2-3回に各事業のガイドライン素案に関する詳細な議論を行った。これらの検討結果及び各事業の関連自治体及び委託先事業者へのヒアリングを行った結果を踏まえガイドライン（案）を修正し、第4-5回において各事業に関する2回目の議論を行った。ここまでで作成したガイドライン（案）を基に子ども家庭庁にて当該事業のガイドライン（案）を作成し、自治体へ意見聴取を行った。それらの意見聴取で挙がってきた質問や意見を踏まえて、ガイドライン（案）の修正を行ったうえで、最後の第6回にてガイドライン（案）の最終化に向けた議論及びとりまとめに向けた議論を行った。

	開催日時	アジェンダ	
第1回	9月13日 12:30-	・本取組の趣旨説明 ・検討スケジュールの共有 ・ガイドライン骨子案の検討	
第2回	10月2日 14:00-	・ガイドライン（案）検討（児童育成支援拠点事業①） ※事務局より素案提示 ・ヒアリング内容及びヒアリング先候補について	児童事業に関するヒアリング実施
第3回	11月1日 15:00-	・ガイドライン（案）検討（子育て世帯訪問支援事業①） ※事務局より素案提示 ・ヒアリング内容及びヒアリング先候補について	
第4回	11月22日 15:00-	・ガイドライン（案）検討（児童育成支援拠点事業②） ※第2回での議論やヒアリングを踏まえての修正案を提示	自治体からの意見聴取
第5回	12月13日 15:00-	・ガイドライン（案）検討（子育て世帯訪問支援事業②） ※第3回での議論やヒアリングを踏まえての修正案を提示 ・自治体説明会の概要説明	
第6回	2月19日 14:00-	・自治体からの意見聴取を踏まえたガイドラインの修正 ・とりまとめ	

図 2 家庭支援事業に関する検討委員会等のスケジュール

第2章 児童育成支援拠点事業

1. 検討概要

(1) 第1回検討委員会

議事次第に則り、本調査研究の概要・目的について事務局より説明するとともに、検討プロセス及びガイドライン骨子案に関して議論を実施した。具体的には下記2点を議論いただきたい事項として事務局から提示した。

①検討プロセスに関して

- ・ 年度を通しての検討の進め方に関するご不明点・ご懸念点・改善提案等について

②ガイドライン骨子案に関して

- ・ ガイドライン骨子案に関して、記載項目に抜け漏れ等がないか
- ・ 今後の素案作成に向けてのポイント・留意事項に関して追加で意識すべき事項等について 等

① 検討プロセスに関しては図2を事務局より提示し、合意が得られた。

② ガイドライン骨子案に関しては図3を事務局より提示した。

児童育成支援拠点事業ガイドラインの骨子案

はじめに（事業創設の背景・経緯、ガイドラインの目的）

1. 事業の目的
2. 対象者
3. 支援の内容
4. 実施方法
 - (1) 職員配置、要件及び職務の内容
 - (2) 開所日数・開所時間
 - (3) 支援の流れ
 - ア. 市町村による利用者の決定・利用者からの申請
 - イ. 利用者情報の提供
 - ウ. 支援計画の策定
 - エ. 支援の実施
 - オ. 支援状況の報告
 - カ. 報告を受けた市町村による対応
- (4) 関係機関との連携

- 5. 施設及び設備、衛生管理及び安全対策
- (1) 施設及び設備
- (2) 衛生管理及び安全対策
- 6. 職場倫理及び事業内容の向上
- (1) 職場倫理と法令遵守
- (2) 要望及び苦情への対応
- (3) 事業内容向上への取り組み
 - ①研修等
 - ②運営内容の評価と改善
- 7. 届出等

【作成時のポイント・留意事項】

ポイント①（対象者）
・昨年度の検討を踏まえつつ、支援が必要な対象者に支援が届くよう、対象者像や年齢層等、対象者の範囲を設定する上での留意事項を記載

ポイント②（利用者の決定）
・市町村における利用者を選定する際の留意事項を記載

ポイント③（利用者情報の提供）
・市町村から事業所へ提供する利用者情報について、必要な項目を例示

ポイント④（支援計画の策定）
・サポートプランとの整合性を意識しつつ、支援計画の具体的な記載項目を例示

ポイント⑤（支援状況の報告）
・昨年度の検討を踏まえ、事業所が市町村に報告する時期や内容について示す。また、養育環境の変化を報告する視点として「要支援児童等の気づきのポイント情報共有ツール」の活用を促す

ポイント⑥（関係機関との連携）
・関係機関となりうる機関や事業所について、連携の内容等を記載
また、ソーシャルワークや心理療法など専門職員の配置が難しい地域における、他機関との連携などの工夫について、事例を紹介

ポイント⑦（衛生管理及び安全対策）
・衛生管理（感染症・食中毒含む）、事故やけがの防止と対応（食物アレルギー等を含む）、防災・防犯対策について、マニュアルの作成等について記載

ポイント⑧（職場倫理及び事業内容の向上）
・職場倫理を定め、職員共通認識のもと支援にあたることを示す
・子どもの最高の利益の保障、子どもの意見の尊重、差別の禁止、児童虐待行為の禁止、守秘義務厳守、プライバシー保護などについて記載
・研修内容の例示や、OJTやスーパーバイズなどの手法について紹介

ポイント⑨（届出等）
・「届出等」には公的機関への必要な届出等について記載
・運営規程に記載する項目について示す

図3 児童育成支援拠点事業ガイドライン骨子案

検討委員会では、今後の素案作成に向けて意識すべき事項について、主に支援対象者への説明、個人情報の利用、支援対象者の範囲及びスティグマ回避への配慮、支援計画の策定、開所時間・開所日数に関して議論がなされた。

【支援対象者への説明】

保護者以外に子どもの意見の尊重の必要性や、自覚のない支援対象家庭への説明の課題についての意見が挙げられた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 支援対象者への説明について、児童への説明が必要になり、主に支援内容、支援実施団体への情報提供及び、個人情報の保護・取扱いについても利用に関する契約書に盛り込みつつ、説明を行う必要がある。
- 保護者が困難を抱えている自覚がない家庭に支援の利用を促す方法は慎重に検討する必要がある。支援にあたっては保護者の同意の他、子どもの意見も尊重したうえで支援を実施することが望ましい。
- 支援対象となりうる子どもや家庭（保護者）が自身では困難を抱えている状況であるという自覚・認識がないケースでは、支援の利用の説明は重要かつデリケートなものであり、初歩段階での説明や関係構築を失敗すると支援を利用してもらえない懸念がある。

【個人情報の利用】

要保護児童対策地域協議会との連携や、支援実施団体への利用者情報の提供方法や提供内容に関する検討の必要性及び支援対象者との合意形成の明確化について意見が挙げられた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 個人情報の保護・取扱いについて、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）との連携も見据えて初期から検討していく必要があると認識している。
- 要対協との連携について、支援実施団体も安心して情報提供できるように、自治体がこども家庭センターを中心として守秘義務を守り支援実施団体から情報提供される体制が構築されることが望ましい。
- 利用者情報の提供について、自治体等から支援実施団体に必要十分な情報が共有されないため適切な支援が実施できないという問題が発生しているが、今後より多様な関係者（従前、事業の実施にあたり関与していなかった児童分野以外の主体や人材）が関与してきた場合は、さらに情報共有のハードルが高くなる可能性がある。要対協の構成員以外にどの程度の情報を共有すべきか検討が必要である。具体的な状況や見えつつある課題も踏まえ、利用者情報の提供の方法や程度を検討していく必要があると考える。
- 個人情報の保護・取扱いについては、関係者が多岐にわたるため、支援対象者との合意形成を明確化するためにも契約書をもって説明することが望ましい点を、ガイドラインにて明記いただきたい。

【支援対象者の範囲及びスティグマ回避への配慮】

要支援・要保護児童以外の児童の利用を妨げるものではないことを示すことや、支援を利用する家庭がスティグマを抱えないように配慮すべきといった意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 要支援・要保護児童以外の児童の利用を妨げるものではないことを示すように配慮いただきたい。小規模自治体では、要支援・要保護児童だけを対象者としては十分に支援対象者が集まらない懸念がある。
- 支援を利用する家庭が要支援・要保護児童及び、保護者というスティグマを抱えることにならないように配慮すべきである。

【支援計画の策定】

サポートプランと支援計画の整合性の確保や、アセスメントや支援計画の分担を含めた具体的な支援の流れについての意見が挙げられた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 両事業において「4. 実施方法」の中で「支援計画の策定」とあるが、当該支援計画はサポートプラン（こども家庭センターが策定）と整合性のある計画とする必要がある。こども家庭センターと連携を取りながら、支援計画に位置づける事業が、支援対象者に対する支援の全体像の中で担っている役割を明確化のうえ支援実施団体が認識し、実施していく必要がある。また、支援計画の策定にあたっては、支援対象者のニーズを把握したうえで策定することが望ましく、そのためには支援対象者の状況や意向及びその他事業等の利用状況を把握する必要がある。
- 支援計画とサポートプランの整合性を図るためには、部署間での連携が可能なこども家庭センターが主導して支援計画を策定することが望ましいと考える。
- 現状における、支援計画の策定の流れ・主体は自治体によって様々であると考えられるが、支援実施団体にアセスメントの実施まで求めるのは要求過多であると思料するので、支援計画を立てるまでをこども家庭センターが担うのかと思っている。自治体により様々な背景や組織体制がある中で、一つの例として具体的な支援の流れを提示されることが望ましい。

【開所時間・開所日数】

開所時間・開所日数に関して運用の柔軟性に関する意見が挙げられた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 開所日数は補助金の枠組みにも影響し、かつ自治体が直営または委託で実施するか判断にも影響する。放課後児童健全育成事業よりも利用する児童数の規模が定員も含めて少人数となることが想定され、利用希望者がいない場合はやむを得ず休所とする日もあると考える。また、開所時間について不登校の生徒向けに午前中も開所する等の柔軟性を持たせることも支援として有効であると考えられる。以上を踏まえ、児童育成支援拠点事業の開所時間・開所日数について、実際の運用をしやすくするような具体的な情報をガイドラインでどのように示すかも含め検討いただきたい。

(2) 第2回検討委員会

議事次第に則り、第1回検討委員会でいただいた主なご意見の振り返りを行った後、児童育成支援拠点事業のガイドライン素案を事務局より説明し（詳細は参考資料2を参照）、各項目の内容に関して議論を実施した。具体的には下記2点を議論いただきたい事項として事務局から提示した。

①ガイドライン素案に関して

- ・ ガイドライン素案について、項目毎に修正提案や要加筆事項、事例記載が必要な部分

②ヒアリング先に関して

- ・ ①での議論を踏まえたうえでの、ヒアリング先に関してのご意見（推薦先）

ガイドライン素案の内容に関しては、『2. 支援対象者』、『3. 支援の内容』、『4. 実施方法』、『5. 施設及び設備、衛生管理及び安全対策』、『6. 職場倫理及び事業内容の向上』、『7. 届出等』の6項目に対してそれぞれ委員から意見が挙がった。なお、ヒアリング内容及びヒアリング先候補に関しては後日各委員にメールにて意見を募る形で対応することで合意した。

【2. 支援対象者】

スティグマに対する配慮や否定的な認識がなされないような工夫、及び18歳到達以降の中長期的な支援も視野に入れることといった意見が聞かれた。特にスティグマに対する配慮の仕方に関しては今後のヒアリングで情報を収集することが望まれた。委員から聞かれた主な意見は以下のとおりである。

- 囲みの内容は実施要綱に記載されるとのことだったが、各自治体は作成した実施要綱を公表するため、差別や偏見に配慮する内容は実施要綱ではなく、ガイドラインに記載したほうが良いのではないかと。
- 囲み下の表現に関して、支援対象者を「広く設定する」よりも、対象者に該当すれば生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、外国にルーツを持つ子どもなど「含まれる」との記載の方がよいのではないかと。
- ②に関して、「学校に居場所がない」という文面が現場で否定的に認識されるか懸念がある。不登校の中には家庭環境の要因と学校環境の要因があるが、後者に関して学校機能が不全であるとネガティブに現場でとらえられないように検討する必要がある。
- 偏見等に配慮することが重要であり、自治体でも配慮する必要があると認識しているもの、具体的な工夫についてイメージが付きにくい部分がある。今後のヒアリングにおいて先行事例での工夫を把握してほしい。
- 支援対象者の枠外の記載に関して、長期の支援が必要になることも想定される中で、18歳到達以降の支援は継続だけでなく、若者向け事業や弾力的に年齢の設定がされている事業との連携も検討する必要がある。サポートプランで中長期的な計画を立てる中で本事業が支援の一部に含まれると理解している。地域の若者施策などについても考慮して対応するようにしたい。

【3. 支援の内容】

家庭環境の把握に繋がる支援内容の追記に関して意見が挙げられた。また、「安心・安全な居場所の提供」が最も重要であること、「食事の提供」と「送迎支援」の支援の重要性及び方策についての意見や、「生活習慣の形成」や「学習の支援」など支援内容を個々の児童の状況に配慮して柔軟に対応できるようにといった意見が聞かれた。特に「送迎支援」に関しては、現場の課題や対応状況などヒアリングで情報を収集することになった。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 『支援内容の詳細』に挙げられている項目に関して、「その他」の項目を加え、家庭環境の把握につながる支援内容を追加してほしい。児童の生活を観察する中で家庭環境が見えてくる場合がある。本事業に携わる支援者には、児童だけでなく家庭にもつながる支援も検討するようにしてほしい。日々の生活の中で家庭環境に気づくことがある。そのような気づきが関連機関への連携にもつながると考えているため、検討してほしい。
- 困難を抱える家庭に関しては、夕食の提供も望まれると考える。
- 「④食事の提供」に関して、当市は20時まで支援を行っており、学校の休業に関係なく、常に夕食を提供しており、食事の配膳などの準備など生活習慣の形成の支援を行っている。必要に応じて平日も実施することがよいのではないかな。
- 「④食事の提供」に関しても、本事業を利用する対象者にとっては、夕食の提供があると望ましい。夕食を必要とする児童も多いと想定されることから、開所時間に関しても18時までにするか検討していただきたい。食事提供は児童も家族もありがたい支援になると考えている一方、一部利用者費用負担が必要にもなると感じた。
- 支援内容に地域の実情に応じて分けて「⑧送迎支援」が記載されているが、送迎を通して保護者と直接会うことや、家の入口まで訪ねた際に家庭環境に関する情報を得られる部分があるため、重要視してもよいのではないかな。
- 「⑧送迎支援」に関して、小学生は小学校区から出たはいけないという規定があるため、保護者が伴わない状況で小学校区から出るために送迎の必要性があると想定される。また、送迎の際に普段見られない家庭の状況を把握できる機会になるため、包括的に実施する内容に含めてもよいのではないかな。本人の通いやすさのためにも送迎支援は必要になるのではないかな。
- 「⑧送迎支援」に関しては、本事業の性質から市町村内で沢山の事業所が設立されることは想定されにくく、小学校区外の事業所に通う可能性があるため、送迎支援は可能な限り実施と記載された方が事業者へ依頼するうえで現場としては動きやすい。必須に近いニュアンスが伝わるように「送迎支援」の位

置づけを見直してほしい。

- 「⑧送迎支援」は実施するとなると事業所の負担が大きくなる課題がある。受け入れる地域が増えるほど事業所運営の人数が整わなくなる課題がある。レンタカーを借りても、迎えの時間に児童がなかなか出てこないなど、支援の実施が困難なケースもある。
- 送迎支援の間は、子どものための支援と考えた際、送迎支援の時間帯は人員配置を増やすなど支援提供体制を厚くすることは可能か。
- 「⑧送迎支援」に関して、1～2時間のための短期支援者を雇うことが難しく、その後の支援も担当していただくことになるため、事業費として計上していただくことが望ましい。
- 「⑧送迎支援」に関して、同じ校舎から同じ敷地内で送迎する場合でも学年などで時間帯が異なるため、対応が難しい。個々のこどものニーズに応じることは難しいため、家庭環境を把握できるように定期的に訪問するなどになるとよい。
- 支援内容では「①安心・安全な居場所の提供」が最も重要と考えている。「②生活習慣の形成」を急ぐと「①安心・安全な居場所の提供」がおろそかになる場合がある。『支援内容の詳細』の「実施を求める背景等」は、年齢以外にも心の状況などに配慮した記載内容を検討したほうが、児童にとって望ましいと考えられる。支援者がしつけを第一に優先してしまうことを避けたい。
- 「②生活習慣の形成」でも「③学習の支援」でも個々の児童の状況に配慮した支援になると考えているが、『(3) 支援の流れ』のなかの実施計画に基づいてそれぞれの支援を実施することであることを、冒頭に記載するようにすると、支援をアレンジしやすくなるのではないか。「⑧送迎支援」に関しては、委員会の意見を反映してほしい。学童保育の場合、暗くなると明るい場所まで見送るなど場面があると想定されるため、具体的な実施事項例に補記するとよい。

【4. 実施方法】

職員配置に関して、利用人数に応じて柔軟な職員配置が可能なことや、支援員の性別のバランス、管理者の兼任する際の留意事項等について意見が挙げられた。また、開所日数について、記載の表現の意見や、開所時間について、18時以降の対応が出来るように他事業と連携することといった意見が聞かれた。連携について、地域との連携、保健機関連に関して意見が挙げられた。さらに、支援の流れに関して、利用勧奨の際の同行支援や支援計画の策定の際への保護者への伝え方などの配慮や、児童と保護者との認識のすり合わせの必要性、及び情報提供の仕方や児童から直接相談があった際の対応、支援計画の見直しまで間に合わない緊急対応が必要な場合を想定するといった意見が聞かれた。特に、保健機関連との連携や、市町村・事業所・関係機関の情報共有の内容に関してはヒアリングで情報を収集することになった。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 『(1) 職員配置、要件及び職務の内容』に関して、支援員が男性に偏りがちななかで、利用される女児の多感な思春期における悩みの相談や衣服着脱の支援において、支援員の性別のバランスが取れるようにしたほうが良い。
- 『(1) 職員配置、要件及び職務の内容』の「概ね20人以下の児童に対し4人以上の職員」「利用児童数が10人未満であっても、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置」との記載に関して、柔軟な設定が出来ることが伝わるような表現にしてほしい。
- 『(1) 職員配置、要件及び職務の内容』の囲みの下に「①管理者については、1つの事業所専任の管理者を配置することが望ましいが、市町村の状況に応じ、複数の事業所や他の業務を兼任しても構わない」との記載があるが、管理者はこども家庭支援センターから繋がって支援の連携を行う重要な役割を担っている状況の中で、本事業に支障が出ないように配慮してほしい。
- 『(2) 開所日数・開所時間』の開所日数に関して、年間〇〇日以上という表現にすると、補助金の額と直結するのであれば、補助金の日数をクリアするために開所日数を設定してしまう。週〇日程度や、概ね年間〇日程度という表現は如何か。
- 『(2) 開所日数・開所時間』に関して、理由があって帰りたがらない児童への対応を考えると、複数の他事業と開所時間が重なるようにし、トワイライトステイやショートステイが可能になるなどの事業や、長時間いられるような連携できる事業の例示をどこかに記載されているとよい。
- 連携に関して、支援にかかる内容は『3. 支援の内容』にて説明する形は如何か。本事業において、地域の拠点を取りまとめる中核組織を設置することまでは求めないと理解しているものの、こどもの居場所のための地域づくりを行うなど具体的な支援内容に関連機関との協働を記載したほうが自然と考えら

れる。地域住民の参加も支援内容に含めることがより望ましい。

- 『(4) 児童育成支援拠点事業所と関係機関等との連携』の『オその他関係機関、地域との連携』にある「保健医療機関等と連携を図る」という部分に関して、在宅で問題ないものの、医療的なケアが必要な場合の受け入れに抵抗を示す事業所が出てくることが想定される。非常時以外もどのように日ごろから保健医療機関と連携すべきか(児の主治医と連携する、嘱託医を置くなど)を、検討する必要があると考えられるため、ヒアリングで事例を収集したり、ガイドラインに記載してほしい。
- 児童や保護者が関係機関から紹介されて本事業に繋がる可能性があることを考えれば、保護者が利用に関する説明を受ける際に支援者に同席していただけるような同行支援が配慮に含まれてもよいのではないか。アウトリーチできる人で本事業を担当するソーシャルワーカーや支援員の同行を想定している。
- 利用勧奨するときに、こども家庭センターの担当者と本事業の担当者が同席する形で保護者や子どもに拠点事業の説明をし、関係性を作ることで拠点が何をしているのか等具体的なイメージが湧き、一緒に支援計画を立てる際にもやりとりがスムーズになると思う。
- 利用勧奨に関して、市町村の職員・こども・保護者でのみ行うと圧が強くなるため、支援員を含めた第三者の同席が大前提となる。紙面上でもらった情報と、市町村との対面のやり取りを踏まえた情報とでは、情報の認識レベルに齟齬が生まれる課題がある。正確な情報を掴むためにも支援員も含めてほしい。
- 3者間で最初からつなぎ合わせることは重要で、『(3) 支援の流れ』の『イ利用対象者情報の提供』を乗り越えられるかが大きな課題になる。要対協の考え方を根本的に変えるか検討する前に事業が本格化すると想定されるため、まずは相談しやすい環境を構築できることが重要である。
- 『(3) 支援の流れ』の『ウ支援計画の策定』に関して、「本事業の支援計画の作成にあたっては、児童及び保護者の意向等を丁寧に確認し、協働で作成、共有することが望ましい」とあるが、保護者に不適切な養育状況にあることが強く伝わってしまわないように配慮することが必要である。そのため、「家庭が原因になるものについては十分配慮すること」と追記してはどうか。
- 情報提供の範囲に関して、どのような情報が共有されることが望ましいか具体的な事例から把握できると良い。13頁、14頁にあるような、サポートプランに関わる部分では、拠点の事業所にも共有したほうがよいと考えている。拠点事業を中心とした活動で、拠点が欲しいと思う情報がある場合に自治体がどのように情報提供するのか。全ての情報を共有してしまうと支援の関係性にも影響してくる。

- 『(3) 支援の流れ』の『ウ支援計画の策定』に関して、拠点支援で作成される計画は解決すべき課題が主に児童中心になるのではないか。サポートプランが全体のケースマネジメントを行うのであれば、拠点事業の中で満たすべき目標は何か、という位置づけになる。拠点がこういった場所で本支援を通して何を期待しているかを、保護者や児童と十分にすり合わせておく必要がある。
- サポートプランと支援計画の関係性に関しては、市町村はサポートプランと支援計画の整合性をしっかり把握して、事業者に対して支援計画の作成に必要な助言等を行う、といった記載にするのは如何か。
- 『(3) 支援の流れ』に関して、利用者の想定は18歳未満なので保護者が申請することになるかと思うが、SNSなどで児童から直接相談された場合の流れをヒアリングで確認したい。
- 支援計画の見直しをどのように考え、実施するのか。計画の見直しまでに間に合わない緊急対応が必要な場合も生じることがあると思う。支援の流れの支援の状況報告と並行してか、もしくは支援の流れの図に加えるのは如何か。

【5. 施設及び設備、衛生管理及び安全対策】

重大事案が起きた際の報告の流れや様式を盛り込むといった意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 『(2) 衛生管理及び安全対策』に関して、本事業で重大事案を報告する想定をしているのであれば、報告の流れや様式なども盛り込まれているとよい。

【6. 職場倫理及び事業内容の向上】

研修内容に関して、ヤングケアラー以外にも様々な状況のこどもの理解を深めることや福祉サービスならではの観点で考えていくような研修の必要性について意見が挙がった。また、共通する研修事項に関しては研修コンテンツを準備してほしい要望や継続研修の仕組みや枠組みに関する意見が挙がった。さらに、支援計画の見直しに関して、必要と思われる時期に柔軟に行うことや、複数の観点でアセスメントが行われるようにすることといった意見が聞かれた。特に、具体的な研修内容に関してはヒアリングで情報を収集することになった。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 『(3) 事業内容向上への取り組み』の『ア研修等』に関して、『新任研修の内容例』のうち支援対象者と関わる部分は「⑤保護者・家庭支援」でヤングケアラー以外にも、様々な状況のこどもの理解を深めるような研修が必要ではないか。
- 『(3) 事業内容向上への取り組み』の『ア研修等』に関して、『新任研修の内容例』の「①ビジョン、ミッション、課題意識の共有」は、どのような児童や家庭が本支援を利用するかの説明がまずあり、個々の状況を理解する。支援員は指導する考えでいる方も多い中で、福祉サービスならではの観点から考えていくようにする必要がある。
- 「事業者は、支援員等の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが望ましい」という記載に関して、各事業者のみで個々の支援員にどのようにトレーニングを実施していくか検討し実施することは難しい。継続研修や特定のテーマに関する研修など研修計画を作成し実施するような内容の方が分かりやすい。事業所のみで研修を行うことが想定されているが、事業所以外から外部研修やスーパービジョンを受けることも記載したほうが望ましい。
- 『(3) 事業内容向上への取り組み』の『ア研修等』に関して、本事業は専門性が高いこともあり、自治体の運用に関係なく共通する事項に関しては研修コンテンツ（動画など）など準備していただくと大変ありがたい。
- 新人研修より継続研修の方が重要である。事業者が持ち帰って地域に研修し

ている例もあるため、研修が地域に広がる仕組みや枠組みを設けるとよい。

- 市町村や都道府県単位で実施する法定研修等で、一部のテーマでも開放してもらえる研修に対して参加を認めることが必要と考えており、追記してほしい。
- 各自治体が発行する研修は対象者が限定されている場合が多い。専門職に向けた研修と合同研修を行うなど、有効活用するとよいと記載するとよい。
- 『図表 6 組織的な取り組み例』の「⑦支援計画の見直し」の見直し頻度に関して、「見直し時期」だけではなく、必要な時期が想定されるため、柔軟に対応が出来ず本当に必要な機会に見直しがかかれなくなる懸念がある。そのため、「定期的な評価を基に」という記載部分に、見直しが必要と思われる場合には、こども家庭センターと見直しをしてほしいことを盛り込んでほしい。アセスメントは複数の観点で行うことが重要となり、事業所内部だけでの評価だけではなく、こども家庭センターも協力して見直せるようにすべきである。

【7. 届出等】

運営規定に関して自己負担額の設定に関して意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 『7. 届出等』に関して、「運営規程」の「4 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額」を事業者が決定し記載すべきなのか。事業者が額を決定することに自治体によって解釈が異なる可能性がある。
- 事業者が届出の運営規程に自己負担額を記載された場合、その金額が自治体で設定した金額と相違がある場合に違和感があるが、問題ないのか。

(3) 自治体/事業者ヒアリング

児童育成支援拠点事業の類似事業の状況把握、及びガイドライン（案）が実態に即しているかの確認を目的とし、以下図4の自治体及び委託事業者の計6団体にヒアリング調査を実施した。ヒアリング先の選定に際しては、類似事業の実施実績が比較的豊富にある事業者・自治体から抽出を行った。

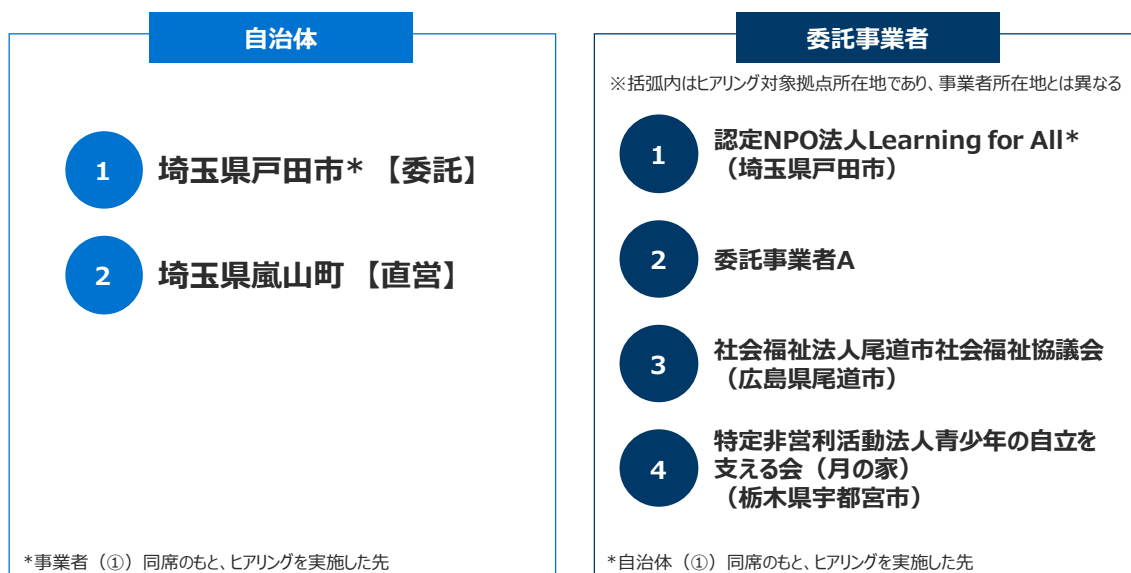


図1 児童育成支援拠点事業 | 自治体/事業者ヒアリングの対象一覧

なお、ヒアリングにあたっては、これまでの検討委員会意見を踏まえつつ、主に図5の項目について実態や意見を確認した。

基礎項目
<ul style="list-style-type: none"> • 拠点の規模（階数、敷地面積、延床面積、定員、開所頻度、開所時間 等） • 1日当たりの平均的な登録状況や利用状況（令和4年度、令和5年度）及び利用者属性 • 支援体制の状況（職種、配置基準の設定状況、所属支援員数、支援員が保有している資格 等） • 利用開始のルートから支援終了までの流れ／支援計画策定／見直し等の運用状況について、頻度や流れの概要 • 要体協（代表者/実務者/個別ケース検討会議等）への参加状況 • 児童育成支援拠点と市区町村こども家庭総合支援拠点の関係性 • 拠点における主な支援内容 • 複数事業を併せて実施しているか • 複数事業を実施している場合、その連携方策
事業の実態・課題等
<ul style="list-style-type: none"> • 事業の周知、相談時、支援の際等における工夫（スティグマ等への配慮） • 支援対象者の情報や状況を共有している機関、項目、共有が望ましい（求められた）情報、その他、運営者と学校など関係機関との情報共有の状況や市町村の関与状況 • 送迎支援の実施状況及び必要性を感じるケース • 送迎支援をすることによって実際に得られた効果 • 開所時間と食事提供について、夕方以降の時間帯における対応（開所時間の設定の考え方）及び、食事の提供有無 • 支援員等が受講している研修（本事業外の研修の活用している等） • 地域との連携や課外活動の具体例 • 保健医療機関との連携の具体的な運用や市町村の協力状況 • SNS等で児童から直接相談された場合や児童本人から利用の意思を伝えられた場合への対応について、対応方針や実例

図 2 児童育成支援拠点事業の類似事業に関するヒアリング項目

自治体/事業者ヒアリング結果については、ヒアリング先計6団体のうち5団体について、別添の事例集（参考資料9）に取りまとめており、ヒアリング事例集を参照されたい。また、自治体/事業者ヒアリングを踏まえたガイドライン（案）の修正方針は以下のとおり。

No.	項目	ご指摘内容	ヒアリング結果	対応方針
1	支援対象	『2.支援対象者』に関して、偏見等に配慮することが重要であり、自治体でも配慮する必要があると認識しているもの、具体的な工夫についてイメージが付きにくい部分がある。今後のヒアリングにおいて先行事例での工夫を把握してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 市の事業として公表、子どもの育成（『学び』『あそび』『体験』）に焦点を充てて周知し、当事者からも外部からもポジティブなイメージを持ってもらえるよう工夫している。 施設の紹介の際に、「小さい学童保育」という紹介の仕方。 小学校でチラシを配布。施設主催イベントにてPRしている。 施設の詳細情報（対象者や住所、サービス等）を非公開。 	ガイドライン内の記載ではなく、調査研究報告書で紹介
2	支援内容	夕食を必要とする児童も多いと想定されることから、開所時間に関しても18時までにするか検討していただきたい。食事提供は児童も家族もありがたい支援になると考えている一方、一部利用者費用負担が必要にもなると感じた。	<ul style="list-style-type: none"> 夕食提供していない拠点では、本来家庭でとるべきであるとの考えから提供せず、開所を17:00までとしている。 その他拠点ではすべて夕食を提供していた。 	事業を広げていくためにも、開所時間について、18時を基準にしつつ、『原則18時以降』に記載を変更また、利用者費用負担の可能性については、自治体が利用者負担を求める設計を強いる懸念があるため、新たに「7費用」の項目を設け記載。
3	実施方法	本事業において、こどもの居場所のための地域づくりを行うなど具体的な支援内容に関連機関との協働を記載したほうが自然と考えられる。地域住民の参加も支援内容に含めることがより望ましい	<ul style="list-style-type: none"> いずれの自治体においても、地域の課外活動に参加し、地域連携を図っている。 支援員がスクールソーシャルワーカーや放課後子ども教室で培った人脈で地域の協力者を探したり、議員の農場を活用したりして対応している事例も見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援の内容⑥関係機関との連携の留意事項等に記載 「児童育成支援拠点事業所と関係機関等との連携」オ その他関係機関、地域との連携」に記載
4	実施方法	「保健医療機関等と連携を図る」という部分に関して、非常時以外もどのように日ごろから保健医療機関と連携すべきかを、嘱託医を置くなど検討する必要があると考えられるため、ヒアリングで事例を収集したり、ガイドラインに記載してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療機関とは、必要に応じて連携している体制となっている事例が多くみられた。 	事例調査では特筆した取り組みがみられなかった為、追記無し。
5	実施方法	3者間で最初からつなぎ合わせることは重要で、『（3）支援の流れ』の『イ利用者情報の提供』を乗り越えられるかが大きな課題になる。	<ul style="list-style-type: none"> 支援者の決定段階から事業者が積極的に関与している事例も存在。 	支援の流れの図表を修正し、事業者も適宜連携する可能性もある旨追記
6	実施方法	情報提供の範囲に関して、どのような情報が共有されることが望ましいか具体的な事例から把握できると良い。	<ul style="list-style-type: none"> 既存の共有情報は、ガイドライン案に示す項目と大きく差はない。 更に情報共有を望む項目・場面として、ケース会議での共有情報や困難ケースの前における情報提供、こどもの危険やリスクに係る情報を求める意見があった。 	現行記載の項目で概ねカバーできている為、追記・修正無し
7	実施方法	『（3）支援の流れ』に関して、メインの利用者は18歳未満なので保護者が申請することが想定されるが、SNSなどで児童から直接相談された場合の流れをヒアリングで確認したい。	<ul style="list-style-type: none"> 児童からの直接相談等があった際には、自治体と連携し支援の流れの中で対応していく事例が見られた。 	事業者に直接相談があった場合の対応は「ア 市町村による利用者情報の決定・利用者（保護者）からの申請」に記載があり、事例で見られた流れが記載済
8	職場倫理及び事業内容の向上	例えば若者支援に関しては、研修がかなり充実しており全国から集まってくる状態である。事業者が持ち帰って地域に研修している例もあるため研修が地域に広がる仕組みや枠組みを設けるとよい。市町村や都道府県単位の研修で開放してもらえる研修に対して参加を認めることが必要と考えており、追記してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> 研修は、団体内で実施している場合や、都道府県等の提供する研修を受講している例もみられた。なお、本事業の特性として、「担い手が少なく、支援の提供時間の兼ね合いもあり、研修受講が困難な場合もある」との留意点も挙げられた。 	市町村や都道府県、民間団体等が開催している外部研修の活用について追記

図 3 自治体/事業者から挙がってきたご意見等（児童育成支援拠点事業）

(4) 第4回検討委員会

議事次第に則り、第2回検討委員会でいただいた主なご意見の振り返りを行うとともに、ご意見及び団体／事業者ヒアリングの調査結果を踏まえた対応方針を、児童育成支援拠点事業のガイドライン（案）とともに事務局より説明し（詳細は参考資料4を参照）、各項目の内容に関して議論を実施した。具体的には下記2点を議論いただきたい事項として事務局から提示した。

①ご指摘への対応に関して

- ・ 団体／事業者ヒアリングを踏まえた修正対応方針に関してのご意見

②ガイドライン（案）全般に関して

- ・ ガイドライン（案）について、改めてのご意見

ガイドライン（案）の内容に関しては、『3. 支援の内容』、『4. 実施方法』、『6. 職場倫理及び事業内容の向上』、『7. 費用』の4項目に対してそれぞれ委員から意見が挙がった。また、委員から第2回検討委員会で挙がった意見を踏まえ反映されており、修正内容について合意した。

【3. 支援の内容】

支援の内容について、学習の支援に関する本事業における位置づけとして学校と学習状況も含め情報共有を行いこどもの育成に関与することとして教育支援センターとの位置づけの違いを明確化することの他、送迎支援はこどもの安全性確保の観点から実施を求める背景を示すこと等の意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 包括的に実施する内容の「①安全・安心な居場所の提供」のために大人との関わりが子どもにとって安全・安心な居場所を形成するということが伝わるということが重要である。当該観点からは、p.4 “あこがれの対象（ロールモデル）”や“斜めの関係”の表現が抽象的で馴染みのない表現のため、分かりづらいものとなっている。
- 図表 1 の「③学習の支援」のみ留意事項が設けられていないが、留意事項として、学校やスクールソーシャルワーカーとの関係性に関して言及し、学校やスクールソーシャルワーカーからの助言や指示を受けたほうが望ましい。
- 学習にとどまらずこどもの支援に関して学校との連携は重要と考えている一方、学校の教育補助を本事業でどこまで行うかの線引きが難しい。適応指導教室など教育支援センターと建付けが異なるため、留意事項の中で明示的に記載するより、ガイドライン（案）の後半の『4. 実施方法』にある「(4) 児童育成支援拠点事業所と関係機関等との連携」の「イ 学校との連携」のなかで、学習状況も含め情報共有を行いこどもの育成に関与するように記載する方が望ましい。
- 「⑧送迎支援」は距離が離れている場合が背景として想定されているが、通学路の交通事情や遅い時間帯の暗い場所の危険性もあると思うため、実施を求める背景を広く設定したほうが良い。通うこどもの安全性を守るための送迎支援であることが分かるようにしたほうが望ましい。
- 本事業において子どもへ食事提供する際に保護者も希望があれば一緒に食事を取ることで、保護者が拠点に出入りして職員や他の子ども達と交流する場を設けてもよいのではないか。
- 「⑤課外活動の提供」に関して、こどもが課外活動に参加することにより家族との会話が増えることが挙げられるが、参加可能であれば保護者も参加することが分かるような表現にしては如何か。

【4. 実施方法】

実施方法のうち支援の流れにおいて、支援実施にあたり市町村との連携が重要になりかつ、事業者からの一方的な報告でなく市町村からも適宜双方向のやり取りがあるべきとの考えや、保護者や児童に状況や意向を確認するプロセスを踏んで再度支援の実施に戻ることも重要になることを踏まえ支援の流れを検討する必要があるとの意見が聞かれた。

また、児童育成支援拠点事業所と関係機関等との連携について、ネグレクトのある家庭の場合、保健や医療が十分にこどもへ提供されていない可能性があること等を踏まえ、事業者と事業担当部署、こども家庭センターで情報共有をしつつ、連携しながら対応方針を決めていくことが望ましいとの意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

『(3) 支援の流れ』

- 図表 2 について、本事業では要対協対象や困難な状況の児童などが主な支援対象になると想定され市町村との連携が重要になることから、「エ.支援の実施」「カ.報告を受けた市町村による対応」も適宜連携を行うことが分かるようにしてはどうか。
- 「カ.報告を受けた市町村による対応」に関して、些細な利用者とのトラブル内容で事業者の範囲で対応すべき場合でも全て自治体で対応すると誤解を招く可能性がないようする必要はある。タイムリーな連携以外に定期的な報告もあると考えているが、事業者からの一方的な報告でなく市町村からも適宜双方向のやり取りがあるべきではないかと考えている。
- 図表 2 に関して、「オ.支援状況の報告」から「カ.報告を受けた市町村による対応」に支援状況の報告が入っていく場合、市町村がサポートプランを変更し、ニーズが変わったことを踏まえて事業者側も支援計画を変える必要があり、保護者や児童に状況や意向を確認するプロセスを踏んで再度支援の実施に戻ることも重要になるため、支援の流れも意識しながら図表 2 を検討いただきたい。

『(4) 児童育成支援拠点事業所と関係機関等との連携』

- 日頃からの保健医療機関との連携に関しては追記しないと判断がなされたが、ネグレクトのある家庭の場合、保健や医療が十分にこどもへ提供されていない可能性がある。そうした状況の子どもがいるという情報提供についてもこども家庭センターと連携しながら医療へ繋げるなど対応方針を決められるようにすると良い。拠点が生活の場であるため気付く部分も多いと考えており、適切な情報連携がなされると良い。
- 現場として受診した方が良いと直接言えるかは難しい。一方、こどもの健康を

守るために、こども家庭センターと連携しながら対応方針を決めていくことが望ましい。

- 随時報告の中にケガなども含まれているが、ネグレクトなどリスクがある場合も追加で盛り込み、事業者と事業担当部署で情報が共有されるようにするとよいのではないか。

【6. 職場倫理及び事業内容の向上】

職場倫理及び事業内容の向上のうち研修内容について、本事業では支援員の資格要件が定められておらず研修も必須要件ではないものの、研修の受講を推奨されるとの観点から、研修受講のタイミングや研修受講の意味等に関する意見が挙げられた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 研修として括り研修の計画策定などにも触れられるようになったものの、必ずしも職員採用前や初期段階に研修が実施されなくても問題ないように読み取れる懸念がある。
- 支援員の資格要件を問わない代わりに、一定の研修は必要になると議論になっていたため、研修を推奨する意味合いが出ると良い。
- 継続研修や特定のテーマに関する研修などの研修計画を策定し実施することが追記されたのは積極的となり良くなった。研修経費が本事業に対してどれだけ予算が付くかに関しても研修の実施に影響すると想定されるため、研修経費に関しても検討いただきたい。
- 「(3) 事業内容向上への取り組み」の図表 6 に関して、「4 緊急対応ロールプレイング」のうち、緊急対応の意味が分かりにくい。

【7. 費用】

費用についてガイドライン中に記載する箇所について、実施方法の方が適切ではないかとの意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 他の自治体とのヒアリングを踏まえて、ガイドラインの項目に『7.費用』を加えているが、内容を踏まえると『4.実施方法』の中に(4)の次の項目として(5)を加える形でも問題ないのではないか。

(5) 自治体からの意見聴取

第4回検討委員会を踏まえ作成した児童育成支援拠点事業のガイドライン(案)を基に、こども家庭庁成育環境課家庭支援係が全市町村に対して意見聴取を行った。約10自治体からの回答があり、このうちガイドラインの検討に資するものとして計8件、7項目の意見・要望、質問等が挙げられた。自治体意見及び意見を踏まえたガイドライン(案)の修正方針は以下のとおり。

No.	項目	質問/意見・要望	内容	件数	対応方針
1	2.支援内容	意見・要望	民生委員等の記載はなぜ削除されたのか。(ガイドラインには記載があっても良いのではないか。)	1	【対応なし】((6) オ その他関係機関、地域との連携に記載済みのため。)
2	2.支援内容	質問	事業所内で性的暴力やいじめが発生した場合の対応のうち、事業所内での事案について、被害児童の学校への通報は必ずするものか。(事案によっては警察に通報すべきものや、学校に情報共有することを被害児童が望まないことも考えられ、何が適切な対応かは事案毎に異なると思料。)	1	「加えて、市町村及び性的暴力やいじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報等その他の適切な措置をとる必要があり、事業所は、市町村、教育委員会及び学校との連携を図りながら適切に対応することが重要である。」に修文
3	4.実施方法	意見・要望	心理療法担当職員の職務内容について、「嘱託契約その他適切な方法による支援」とはどのような支援か。	1	職務内容を「メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う。」に修文 配置方法の例示として、「嘱託契約その他適切な方法により、必要な場合に配置することが望ましい」旨を追記
4	4.実施方法	意見・要望	長時間開所加算についてAMからの開所となっているが、開所時間の要件について緩和いただきたい。 また、開所時間の設定に係る考え方を合わせて示していただきたい。	1	開所時間の設定に係る考え方として、「開所時間について、学校の授業の休業日(長期休暇期間等)については日中の生活支援も重要になることから午前中からの開所を条件としている。」に修文
5	4.実施方法	意見・要望	「図表2 支援の流れ(一例)」のうち、カ、「必要に応じて、支援方針の見直し等」を「必要に応じて、支援計画の見直し等」に修正してはどうか。	1	【対応なし】(要対協の支援計画と事業の支援計画が存在するため混乱すること、支援計画が作られない人もいることを踏まえて「支援方針」とした経緯があるため)
6	4.実施方法	意見・要望	「図表2 支援の流れ(一例)」のうち、ア 児童及び保護者の個人情報共有にかかる同意及び、カ 支援方針(支援計画)の様式を示していただきたい。	2	【対応なし】(また取組自治体数が少なく、事例を充分には把握できていないなか、国として申請及び報告の内容を定める難しさが、かつ、地域の実情を踏まえた柔軟性を担保するうえで、必要事項の例示に留めたい。)
7	4.実施方法	意見・要望	「安全計画の策定」、「業務継続計画の策定」等、項目を整理して示す方が分かりやすい。	1	要綱の留意事項を、ガイドラインで実践枠で示す

図 7 自治体から挙がってきたご意見等(児童育成支援拠点事業)

(6) 第6回検討委員会

議事次第に則り、前段にて自治体から挙げたご意見等の内容及び対応方針をご説明後、児童育成支援拠点事業のガイドライン(案)を事務局より説明し(詳細は参考資料6を参照)、各項目の内容に関して議論を実施した。具体的には下記2点を議論いただきたい事項として事務局から提示した。

①自治体からのご意見等への対応に関して

- ・自治体からのご意見等を踏まえたガイドラインでの対応方針に関するご意見

②ガイドライン(案)全般に関して

- ・①に限らずガイドライン(案)全般に関するご意見

ガイドライン(案)の内容に関しては、事業所内で性的暴力やいじめが発生した場合の対応に対してそれぞれ委員から意見が挙げられた。

【事業所内で性的暴力やいじめが発生した場合の対応】

特に性的な事象は大きな内容であるため、学校生活を送る中で子どもの利益を保障するうえで学校には情報連携することが必須であり「適切に対応することが重要である」の表現を強調すべきという意見が聞かれた。また、緊急性の高い事案で深刻なケースにおいては迅速な対応が求められることから、事業者が躊躇せず迅速に対応することの記載の必要性について意見が挙げられた。関連して、関係機関との連携や情報提供・共有に関する意見が挙げられた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 福祉の中では連携は上手く行われると想定される。一方、子どもが学齢期にいる場合は、学校も居場所の大きな1つである。もし加害者が同じ学校であった場合、学校へ連携されていないことにより、後ほど子どもに不利益が生じる危惧を懸念している。
- これまで福祉と学校との連携が上手くなされていない自治体の場合、学校生活を送る中で子どもの最善の利益が本当に保障されるのか。保障されないかもしれない場合もあることを適切に判断できず連携されないことが考えられる。子どもに介入することはしなくても、情報連携は行う必要がある。性的な事象は重大な内容であるため、学校に情報連携なしでは対応は難しい。事例によるが学校との連携を強く促す形が望ましい。
- 「適切に対応することが重要である」の部分をもう少し強い表現にしても良いのではないかと。子ども間の権利侵害に関するケースを対象としている内容と理解している。強い表現に修正するとともに、リスクが高い場合は通告・通報や要対協ケースとして上げることも追記するのは如何か。

- 事業所が市町村に任せてよいかとの問題がある。市町村と事業者で見立てが異なっている場合でも、緊急性がある状況であり、深刻なケースにおいては迅速な対応が求められる。そのため、通告に関しては市町村と児童相談所を併記したり、要対協で検討することも追記したりしても良いのではないか。事業所の判断による通告もあり得ることも示し、当てはまる事例には事業者が迅速に対応することを記載しないと、事業者側が躊躇する懸念がある。
- 児童が同拠点に通い続けられない可能性もあるため、市町村と共に出来る限り被害者へのケアに知見のあるところと連携する必要がある。
- 学校との情報共有に関して、子どもを守らないといけない反面、拠点事業の中で明らかになった事象に関して、当事者である子どもの学校でも対応してほしいかどうかという意向を尊重すべきか、当事者に確認を取らず裏で情報提供がされるのかという問題と考えている。例えば、利用契約での情報共有に関する事項にて、子どもの安全・安心や生命が非常に脅かされる場合は、子ども本人の意向を超えて、情報提供・共有を行うことが盛り込まれ、事前説明されたいうえで事前に同意を取るのが良いのではないか。

2. まとめ

前項までの検討を踏まえ作成したガイドライン（案）を記載する。

児童育成支援拠点事業ガイドライン（案）

令和6年3月

目 次

1. 事業の目的.....	30
2. 支援の内容.....	30
3. 支援対象者.....	37
4. 実施方法	38
(1) 定員.....	38
(2) 職員配置、要件及び職務の内容.....	38
(3) 開所日数・開所時間	40
(4) 施設及び設備	41
(5) 支援の流れ.....	42
(6) 児童育成支援拠点事業者と関係機関等との連携	49
(7) 安全対策及び衛生管理.....	51
5. 職場倫理及び事業内容の向上.....	54
(1) 職場倫理と法令順守	54
(2) 要望及び苦情への対応	54
(3) 事業内容向上への取り組み.....	55
6. 届出等	58

1. 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

2. 支援の内容

支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては①～⑦とし、地域の実情等に応じて⑧を実施する。

①～⑦の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。

<包括的に実施する内容>

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

<地域の実情等に応じて実施する内容事項>

- ⑧ 送迎支援

本事業によって児童に居場所を提供するうえで、児童にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場である必要がある。職員を含め本事業に関わる大人から搾取されたり、犯罪に巻き込まれたりといったことがあってはならない。児童が居場所と感じるためには、その場にいる人との関係性も重要であり、その場にいる大人が、自分の話をよく聞いてくれ、受け入れてくれる、一緒に何かに取り組んでくれる、あこがれの対象（ロールモデル）になるなどといった斜めの関係であることが、こどもの居場所において重要である。

また、児童自ら進んで通い続けられるよう児童の意見を聴き、児童の視点に立ち、児童と

ともに居場所を作っていくことも重要である。イベントの企画や事業所の運営ルールや規則を児童とともにつくることなど、居場所づくりに児童が参画することは、児童のニーズを捉え、より良い環境づくりを進めるとともに、こどもの権利を守るという観点からも不可欠なものである。

こどもの居場所において、こどもの権利が守られることは当然の前提である。こども基本法（令和4年法律第77号）や児童の権利に関する条約の内容などを踏まえ、本事業に関わる大人が広く、こどもの権利について理解し、守っていくとともに、児童自身がこどもの権利について学ぶ機会を設けることも重要である。

なお、事業所において、児童同士で権利侵害がある場合に備え、職員は児童に対し、いつでも職員に相談できることを周知するとともに、相談を受けた場合すぐに対応できる体制を確保する。なかでも、特に性的暴力についての相談は、児童が消極的になることが考えられ、さらに同じ事業所の児童からの性的暴力の場合には、より一層相談が遅れたり、事業所の職員には話しづらかったりといった状況が考えられるため、丁寧な周知や説明が必要である。また、職員は児童同士の暴力やいじめなど、児童の健全な発達を阻害する事態の防止に日頃から留意し、児童の様子を見守り、児童同士の関係にも十分配慮しつつ、児童の変化への気づきの感度を高めて、適切に働きかけることが必要である。これらについては事業所全体で取り組むことが重要であり、児童との1対1の会話の機会を積極的に作る等により、児童の気持ちを受け止め、真摯に向き合って対応するとともに、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方を職員が模範となって示し、他者の権利を守ることの大切さを児童が理解するよう促していくことが求められる。

また、児童から暴力やいじめに係る相談を受けるなどによって、その事実を発見したときには、権利侵害を受けた児童の気持ちに寄り添って守り通す必要がある。加えて、事業者は市町村に報告し、市町村は必要に応じて教育委員会及び学校等関係機関と連携し、適切な措置をとることが重要である。この際、特に緊急性がある事案については4.(5)「オ 支援状況の報告」を参照されたい。

なお、利用者情報の提供に際するプライバシー保護の留意点については4.(5)「イ 利用者情報の共有」を参照されたい。

その他、全ての支援を通して個々の児童の状況に配慮した支援内容の調整が必要となる。個々の児童に適した支援の提供を行うためには、市町村の支援方針と事業所における支援内容の整合や、市町村・事業者による家庭環境の状況把握が重要となる。

支援の提供に当たっては市町村と事業者が十分な認識のすり合わせ等を行いながら進めることが必要となる。家庭環境の把握については自治体から事業者への情報共有により情報を得ることも想定されるが、事業者が支援を実施する中で家庭環境の把握を意識することが重要である。例えば自宅への送迎支援を実施する場合、送迎時に保護者と直接会うことで自宅の様子も含めた家庭環境に関する情報を得られる可能性がある点に留意すること。

これらを踏まえ、以下に記載する、本事業の実施が求められる背景や具体的な実施事項例等を参考に、利用者の状況に応じて具体的な支援内容を市町村や事業所において設定すること。なお、支援内容については、利用者の個々の状況に応じて流動的に変化することを踏まえ、適宜、利用者のニーズを確認し、必要な支援の提供に努めること。

図表 1 支援内容の詳細

①安全・安心な居場所の提供

実施を求める背景	本事業の支援対象は、不適切な養育状態にある児童や、家のみならず学校にも居場所がない児童のため、安全・安心な居場所となるような場所を提供する必要がある。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドライン「4. 実施方法」や「5. 職場倫理及び事業内容の向上」に記載の内容の実施 ・児童の声を聴き、その声を反映するような取組 ・周囲とのコミュニケーション支援 等
留意事項等	②以降の支援を提供することのみに意識が寄ってしまわないよう留意が必要。例えば、②生活習慣の形成をしようとする中で指導をすることも想定されるが、児童の実態（成長やこころとからだの状態）を踏まえた支援を実施し、安全・安心な居場所を提供することを最優先と考える必要がある。

②生活習慣の形成

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童は生活習慣を形成する機会に乏しい場合が想定されるため、児童が基本的な生活習慣を習慣化するための取組が必要である。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 ・片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ ・入浴支援 ・日用品の使い方に関する助言 ・整理整頓、その他お手伝い 等
留意事項等	入浴支援は、心身の衛生状態を保つためだけでなく、児童の身体にあざなど虐待の早期発見につながることも考えられる。また、掃除や洗濯、調理のお手伝いなど、児童の年齢や児童の実態（成長やこころとからだの状態）に応じた生活する力を身につけるための支援を行うことが望ましい。

③学習の支援

実施を求める背景	本事業を利用することにより、家庭での学習時間が確保できないことや、本事業の支援対象の家庭が学習面のサポートが難しい場合が想定されるため、本事業において、宿題の見守りや学習習慣を身につける支援を行う必要がある。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none"> ・宿題の見守り ・学校の授業や進学のためのサポート ・こどもの権利を学ぶ機会の提供 ・読書習慣の形成 ・個人の学習能力に合わせたサポート、運動能力の向上に向けたサポート 等
留意事項等	個人の状況や宿題の有無を考慮しつつ支援することが望ましい。なお、学校教育を担保する機能は持ち合わせていないことに留意したうえで、児童自身の学びに寄り添うことに注力すること。

④食事の提供

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童は、十分な食事が摂れていない場合も想定されるため、本事業所において食事を提供する必要がある。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供 ・適宜おやつ提供 ・こども食堂や地域食堂との連携・交流による食事の提供 ・各種イベントでの食事の提供 等
留意事項等	<p>児童の身体の状況を考慮しつつ適切な食事を提供することが望ましい。</p> <p>また、食事の様子から家庭環境の把握につながることも考えられる。</p> <p>食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。その際、提供する食事は、必ず事業の実施場所で調理された食事であることを要しない。なお、居場所において食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。その他、食事の提供に際しては「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和※年※月付け通知）を参照すること。</p>

⑤課外活動の提供

<p>実施を求める背景</p>	<p>児童が、様々な学びや、多様な体験活動や外遊びの機会に接することは、人との出会いや、自己肯定感・自己有用感を高めるなど、社会で生き抜く力を得るための糧となることが期待される。</p>
<p>具体的な実施事項例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調理実習、農業体験 ・年中行事の体験 ・学校訪問 ・施設外での体験活動や遊びの提供 ・身近な観光地の見学、地域のイベントへの参加 ・社会資源を知る、つながる機会の提供 ・地域住民と接する機会や地域のイベント、ボランティア、職業体験等、社会参画へ導く機会の提供 等
<p>留意事項等</p>	<p>本事業の支援対象の児童は、認められる、褒められる、感謝される機会が少ないことが想定され、対等に接してくれる大人との出会いの機会や、社会資源や地域住民などとの交流を通じて、社会参画へ導く機会が、自己肯定感や自己有用感を高めることにつながる可能性がある。また、家では体験できない様々な経験や体験が必要である。</p> <p>身近な観光地やイベントへの参加は、家族との会話や活動につながることも考えられる。</p>

⑥学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

<p>実施を求める背景</p>	<p>児童や家庭により抱える課題は様々であり、複数の機関が連携し、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要であり、市町村でネットワークを構築して、それを活用することが想定される。</p> <p>各機関と、円滑な連携を図るため、日々の情報交換や交流を通じて、本事業について理解してもらう必要がある。</p>
<p>具体的な実施事項例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な各種関係機関との情報共有の実施 ・定期的な情報交換会の開催 ・学校との行事予定の情報交換、宿題の提供状況の把握や事前に保護者、学校、事業者で決めておいた内容（気になる様子や欠席確認等）についての情報共有。 ・保護者や医療機関から求められた際の利用時の様子の情報提供 ・学校や地域、関係機関等の行事への参加、協働実施 ・SNS等を活用したシームレスな情報共有体制の構築 等
<p>留意事項等</p>	<p>本事業の利用者や支援対象になり得る児童を地域団体やNPO等が把握している可能性があり、事業者は児童館、こども食堂や学習支援の場など、地域にある様々な児童の居場所となっている機関や施設等と、日頃から連携し、情報把握に努め、適切に市町村へ情報提供することが望ましい。様々な居場所に携わる者同士が対話し、互いに尊重し学び合い、地域の児童の居場所づくりにおける大切にしたいことを確認し合うことも大切である。</p> <p>また、保護者や地域住民等が本事業の活動に参画することは、児童に限らず、保護者や地域住民の新たな交流やつながりを得られる場として地域づくりにつながることも考えられる。</p> <p>こうした取組は、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。</p>

⑦保護者への情報提供、相談支援

実施を求める背景	本事業の支援対象の児童の保護者も、様々な悩みや困難を抱えている場合が想定され、児童を通じて保護者の子育てへの支援が必要である。
具体的な実施事項例	<ul style="list-style-type: none"> ・送迎の際の声掛けや、児童の様子共有 ・子育てサービスや資源の情報提供、利用に向けてのつなぎ役や同行支援。 ・定期的な面談の実施 等
留意事項等	保護者とのコミュニケーションを通じ、関係性を構築し、愚痴や悩みを聞く中で、子育てサービスや資源の情報提供や、児童との関り方への助言等を行うことが望ましい。また、必要に応じて、子育てサービスや資源の利用のサポートを行うことも考えられる。

⑧送迎支援

実施を求める背景	地域によっては児童の自宅・事業所・学校等の距離が離れている場合や、帰宅時間が夜間に及び安全確保の必要性が生じる場合が想定される。
具体的な実施事項例	・送迎支援
留意事項等	<p>就労等保護者が送迎することが困難な状況も想定されるため、地域の実情や利用者の状況を踏まえ、送迎支援を実施することが望ましい。</p> <p>また、送迎時に保護者や学校関係者と直接会うことで、信頼関係の構築や自宅や学校での様子を含めた状況の把握につながることも考えられる。</p>

3. 支援対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

養育環境に関して課題のある児童及びその家庭には、児童の意思をくみ取って保護者が対応できず、家に帰りたくない児童や言動も含め心配な行動が見受けられる粗暴な児童、非行行動が見受けられる児童、過干渉の家庭も含む。なお、これらの支援対象者が事業を利用するうえで支援対象者に対する差別や偏見（スティグマ）にさらされることがないように、また、そうしたことを危惧して事業利用をためらうことのないよう、市町村及び事業者等においては、必要な対策に努めること。

本事業の対象年齢は主に学童期の児童を対象としているが、利用が望ましい児童の就学前のきょうだいについても、養育環境に課題を抱えている可能性が高く、同時に受け入れるなど、柔軟に対応することが望ましい。

また、市町村の状況に応じて、事業所ごとに中学生や高校生世代など対象年齢を限定して実施することも可能である。

加えて、18歳到達後に継続的に支援が必要と認められる場合は、継続利用も可能とするが、本事業の対象は、18歳未満であることを踏まえ、年齢やニーズにあった他の適切な支援が利用できるように、市町村はこども家庭センターを含む関係部署と連携して支援を検討することが必要である。また、事業所は、様々な地域資源と日頃から連携・協力し利用を促すなどの支援に努めること。

4. 実施方法

(1) 定員

養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、概ね 20 名とする。

(2) 職員配置、要件及び職務の内容

支援の実施にあたり、以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。

なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置に当たっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。

<必須>

①管理者

【職務内容】

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う

【要件】

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの

②支援員

【職務内容】

児童や保護者への支援等を行う

【要件】

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの

<任意>

③心理療法担当職員

【職務内容】

メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う

【要件】

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有するもの

④ソーシャルワーク専門職員

【職務内容】

児童及びその家庭を対象にした下記 i～iii のソーシャルワークの支援等を行う

- i 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ii 児童の家庭への訪問を含めた支援（※）
- iii その他、居場所における児童に必要な支援

※事業所における児童や保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、児童の家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

【要件】

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい

①管理者については、1つの事業所専任の管理者を配置することが望ましい。市町村の状況に応じ、複数の事業所や他の業務を兼任しても構わないが、本事業全体の運営に支障がなく、実態が把握できるような配慮が必要である。

②支援員については、多感な思春期における悩みの相談や、衣服着脱の支援、入浴支援を行うことを踏まえて、支援員の性別になるべく偏りが生じないように配慮することが望ましい。なお、支援員は、配慮を要する家庭の児童が抱える特有の不安やストレスに配慮できる者（配慮を要する家庭で育った者や配慮を要する家庭の支援に携わり支援の経験や知識を有する者など）が望ましい。

③心理療法担当職員は、嘱託契約その他適切な方法により、必要な場合に配置することが望ましいが、配置がない場合で、心理的支援が必要な利用者がある場合には、市町村において、児童養護施設等、児童家庭支援センター、医療機関、都道府県や市町村等が実施している巡回相談など地域資源を活用して、適切に支援することが望ましい。

④ソーシャルワーク専門職員の配置がない場合においても、当該職員が行う職務内容は、対応が求められるため、事業所の管理者や支援員が対応できるよう、市町村のソーシャルワーカー等が積極的に連携・協力を図るよう配慮することが望ましい。

(3) 開所日数・開所時間

<開所日数>

開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週3日以上開所すること。

<開所時間>

開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

- ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、8時間（原則10時から18時）
- ② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、学校の授業の終了後から原則18時以降

本事業は、家や学校に居場所がない児童等に居場所を提供する事業であることから、学校の休業日（長期休暇期間等）についても開所することを要件としており、当該期間は日中の生活支援も重要になることから午前中からの開所を条件としている。学校の休業日以外の日のみ開所した場合は、補助対象とならないことに留意されたい。

また、学校の休業日（長期休暇期間等）における開所時間について、8時間の開所は必須であるが、地域の実情に応じて開所時間を前後にずらす、または延長することは可能である。

(4) 施設及び設備

- ①児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）
- ②本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

施設面積に関しては、定員数に合わせ十分な広さを確保すること。

なお、専用のスペースについては、児童一人当たりの床面積 2.47 m²を目安としつつ、適切なスペースを確保することが望ましい。

また、活動の拠点としての機能を備えた専用スペースとは別に、体調が悪いとき等に静養できる場の確保に努めること。

事業所に備える設備としては、以下を参考に本事業の実施に必要な設備を設けること

【支援の実施に必要な設備（一例）】

- 児童が集まることができる本事業専用のスペース
- 学習室
- 相談室、静養室
- 事務室
- 調理室（キッチン）、調理設備
- 浴室・シャワー室、便所

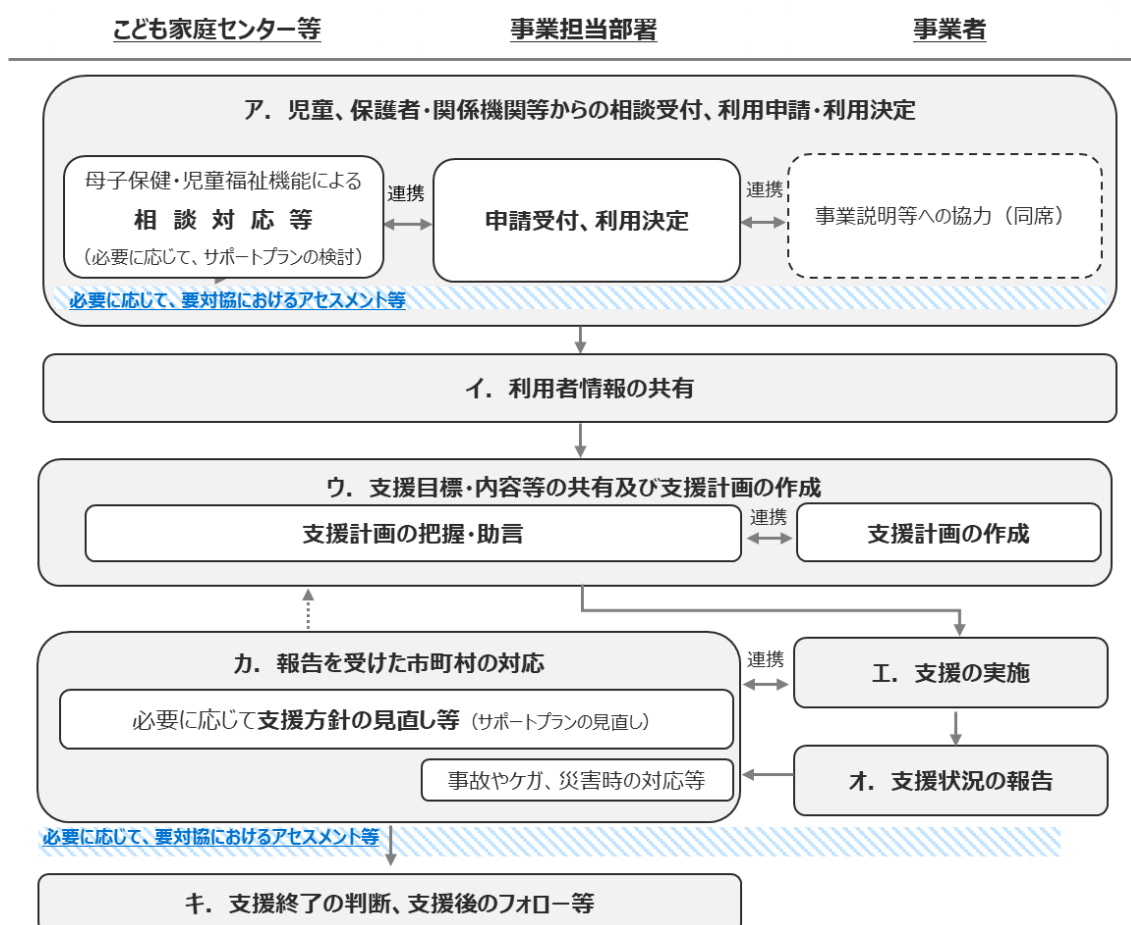
(5) 支援の流れ

支援の流れについて、以下のような流れが考えられるが、市町村において、適切に支援が行えるよう市町村や事業者の体制を踏まえ支援の流れを決定し、事業者へ説明すること。なお、特に緊急を要する場合にあっては、必要以上に形式にとらわれることなく、弾力的な運営に努めること。

なお、本事業の周知に当たっては、関係機関からの情報提供から支援が必要な家庭が支援につながることを想定されることから、市町村や事業者において、児童が普段利用している施設（学校、児童館、放課後児童健全育成事業所、民間団体等）や、教育委員会や福祉サービスの受付窓口へ強く周知を図り、情報提供や連携を図られる体制作りを努めること。

また、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとするが、費用を徴収する場合には、特に支援を要する家庭に事業を提供する趣旨を踏まえ、用途を明確にし、実費以外は徴収しないなど、必要最低限とすること。

図表 2 支援の流れ（一例）



ア 児童、保護者・関係機関等からの相談受付、利用申請・利用決定

市町村は、児童や保護者、関係機関等からの相談等に応じる中で、当該児童及び保護者の本事業による支援の必要性を検討する。なお、事業者において支援が必要と思われる児童を把握した場合は、適切に市町村へ報告する。

市町村は、必要性を検討する際、本事業による支援が必要と認められる場合には、必要な支援策、保護者や児童との関係性を構築するための方策、支援策の提案方法（誰がどこでどのように）などを検討する。なお、個々のニーズ、家庭状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、包括的に適切な支援を行うことが想定されるため、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を活用することも考えられる。また、要保護児童対策地域協議会の構成員として事業者に参加を求め、個別ケース検討会議等で検討することも考えられる。

※市町村における子ども家庭相談や支援については、「こども家庭センターガイドライン」を参照すること。

検討した支援策の提案方法に基づき、市町村や利用対象者と関係性のある関係機関等から、児童や保護者へ事業を紹介・利用勧奨し、保護者からの申請を受付け、市町村が利用を決定する。

利用対象者への紹介・利用勧奨を行う際は、児童や保護者が気になることや困っていることなどに寄り添いながら、運営規程や支援の内容を理解しやすいように説明し、メリットとなる事業内容を伝えたり、見学に来てもらったりすることで、利用につながるよう努める必要がある。円滑な利用につなげるため、利用対象者と関係性のある関係機関や、支援予定の事業者が同席して働きかけを行うことも考えられる。その際は、あらかじめ保護者等へ同席することを伝え、意向を確認すること。また、働きかけを行う場所については、訪問や来所など、利用対象者の意向や状況に配慮すること。

なお、行政側が「生活習慣の形成ができていない」「生活に困難や課題を抱える家庭」と認識していることが伝わることによって利用を拒否することも考えられるため、利用の提案にあたっては注意が必要である。また、利用を断られた場合でも、家庭訪問等の別の支援を行う中で、信頼関係を構築し、本事業の利用へつながることも考えられる。

また、市町村は、児童及び保護者の個人情報に関係機関と共有するにあたって、共有先の機関や共有する内容について児童及び保護者と共通認識を持ち、情報共有への同意を得ることが望ましい。その際に、本事業がどのような支援を行う場であり、本事業での支援を通じて何を期待するかを、保護者や児童と十分に認識をすり合わせる必要がある。

イ 利用者情報の共有

市町村及び事業者は本事業を実施するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や関連する市町村の条例等を遵守すること。事業者への情報提供に当たっては、市町村が利用者の同意を得ることを基本とし、やむを得ず同意が得られない場合においては、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意しながら、児童の最善の利益を優先して考慮した対応を図る必要がある。そのため、事業者には要保護児童対策地域協議会の構成員として参加を求めることが考えられる。また構成員ではない場合にも、要保護児童対策地域協議会は情報提供等必要な協力を要請することが可能であり、必要に応じて構成員と同等の内容を共有することも考えられる。今後の支援内容に関する協議など、情報交換等を行うことが見込まれる場合は、協力要請時に、守秘義務が課せられる構成員となることについても説明することが適当である。

市町村は、利用者の把握や適切な支援を実施する観点から、市町村と事業者等の間で、利用者に関する必要な情報がスムーズに共有されるよう以下の内容を参考に、事前に取り決め等のルール（守秘義務等）や提供の範囲を定めることが望ましい。なお、「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（雇児総発 1216 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において示しているとおり、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、市町村等へ通告する義務が定められていることや、情報提供については必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務にかかる規定違反とはならないことを周知することが考えられる。

また、保護者からの同意を得る方法の一つとして、申込書に、必要な利用者情報の項目と合わせて同意に関する内容（市町村が、事業者へ申込書と本事業の支援に必要なサポートプランの内容を共有することや、市町村、事業者、その他関係機関と状況の共有をすること等）を記載することが考えられるが、利用中に状況の変化があり、事業者や関係機関との情報共有の必要性がある場合には、適宜児童や保護者に確認を行うことが望ましい。

【個人情報の取り決めに関する守秘義務契約等（秘密保持誓約書等を含む）
（一例）】

本事業を提供するために必要な利用者情報を事業者提供するとともに、本事業を提供する中で事業者が知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らさないようにする。

本守秘義務は、契約終了後も同様に効力が継続するものとする。

なお、以下の各号に掲げる場合において、本守秘義務はその限りではない。

- ① 保護者の同意がある場合
- ② 利用児童の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合
- ③ 法令又は規則その他これらに準ずる定めに基づき開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

図表 3 提供・共有情報（一例）

#	項目	提供	概要
1	児童の基礎情報	提供が望ましい	氏名、住所、生年月日、性別、所属（学校名、学年、クラス）、世帯構成など
2	児童の抱える疾患	提供が望ましい	児童の抱える疾患（アレルギー情報など）や特性、障害など
3	保護者の状況	提供が望ましい	氏名、続柄、住所、連絡先、勤務先、保護者の抱える疾患や障害など
4	本事業の支援を行うことが適切であると判断した事由	提供が望ましい	児童や家庭の状況など
5	サポートプラン等の内容	必要に応じて共有	解決すべき課題、児童及び保護者の意向、支援の種類・内容、見直しの時期、その他市町村が必要と認める事項
6	福祉サービス・機関等の利用状況（サポートプラン等に記載のないもの）	任意	生活保護や各種手当の受給、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、放課後等デイサービスなど
7	過去の相談履歴	任意	虐待相談・通告等の履歴など
8	行政以外のサポート体制	任意	祖父母、親戚、友人等のサポートの状況など

ウ 支援目標・内容等の共有及び支援計画の作成

事業者において、個々の利用者への支援内容を中心に記載した支援計画を作成し、計画に基づいて支援を行う。本事業の支援計画は、利用対象者決定の際に市町村が検討した支援方針に基づき作成されるものであり、市町村は、こどもの権利を意識してアセスメントを行ったうえで支援方針を事業者と共有し、本事業の役割や責務を伝える必要がある。そのため、支援計画については市町村と事業者と協働で検討することが望ましい。また、本事業の支援計画の作成に当たっても、児童及び保護者の意向等を丁寧に確認し、協働で作成、共有することが望ましい。この際、家庭が原因になるものについては支援の提供に対する拒否感が発生しないよう十分配慮することが求められる。事業者が作成する場合には、市町村が支援方針との整合性を確認し適宜事業者に対して助言等を行う。

なお、本事業の支援計画は、以下の事項を参考に、事業者や市町村において作成すること。

図表 4 支援計画の記載事項（一例）

	項目	具体的な内容
1	児童の基礎情報	* 児童名、* 年齢、* 学年
2	保護者の基礎情報	* 保護者名、* 連絡先
3	意向	* 児童が気になること、* 保護者が心配していること、 * 児童が希望すること、* 保護者が希望すること 等
4	解決すべき課題	・全体の目標、支援者が気になっていること、一緒に解決を目指すこと * 短期的な目標（今すぐ取り組むこと）、 * 中・長期的な目標（なりたい姿）
5	支援の内容	・取り組むことに対して、支援者ができること * 主な利用曜日、時間、頻度
6	支援計画の見直しの時期	* 支援計画の見直しの時期
7	その他	その他事業者が必要と認める事項

*は基本項目

エ 支援の実施

事業者は、本事業の支援計画に基づき、「3. 支援の内容」を実施する。

オ 支援状況の報告

市町村は、利用者の状況の把握に努めるとともに、支援員等の職員が利用者の適切な情報を収集できるよう、事業者において情報を把握した場合に市町村に報告を求めたい事項等の事前の共有や研修等を行うことが望ましい。

事業者は、より適切な支援を提供するためにも、市町村へ、「①定期報告」に加え、状況に応じた「②随時報告」を行うことが望ましい。

① 定期報告

事業者は、月1回程度、利用者の利用状況や様子、支援内容等を市町村に報告すること。

② 随時報告

事業者は、養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合等には市町村に随時の報告を行うこと。なお、随時報告に当たっては、気づきのポイント情報共有ツール（※）等を活用し、児童虐待につながるおそれのあるリスクを把握するなど、市町村は事業者に対し把握を求めたい観点や報告する事項を事前に共有し、共通認識を図ることが望ましい。

随時報告の主な場面として、以下の内容が考えられる。なお、性的暴力等、児童の心身に重大な影響を及ぼす事案を発見した際は、躊躇することなく速やかに市町村へ報告し、連携することと併せて、適切な措置をとるため、学校への報告並びに児童相談所や警察への連携を検討すること。

※ 「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」（令和5年8月4日付けこ成保123号・こ支虐117号 こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知 別添3）

【随時報告の主な場面（一例）】

- 事故やケガや災害が発生したとき
- 食中毒や感染症が発生したとき
- 利用者との間や児童間でトラブルが発生したとき
- 児童や家庭の状況に心配される事象があったとき
- 欠席が続くなど個別に家庭訪問等を行ったときなど
- 新規相談があったとき、継続案件に何か状況変化があったとき
- 他機関・事業との連携が必要と感じたとき（自治体、学校、要対協、警察との連携等）

カ 報告を受けた市町村の対応

市町村は、事業者からの報告内容を踏まえ、必要に応じて対象者の意向や状況を確認し、随時変化していく家庭や児童の状況を踏まえ適切に市町村の支援方針や支援内容等の見直し（必要に応じて、サポートプランの見直しや関係機関とともに支援内容を検討）を行い、適宜、支援の進捗を事業者にもフィードバックして事業者の支援計画の再検討を依頼するなど、事業者と協働して利用者を支えること。特に、本事業の場合、例えば児童と保護者の関係が悪化し、児童が家庭に帰りたがらない場合など、児童自身からの意思表示に基づき迅速な対応が求められる可能性もあることから、報告と並行して必要な対応を講じることを想定するとともに、事前に子育て短期支援事業や一時保護等を活用するためのフローを検討しておく必要がある。

また、事故や災害、虐待等が疑われるケース、利用者とのトラブル等に対しては、初動対応等、報告と並行して事業者が必要な対応を講じることを想定するなど、市町村と事業者が連携して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応すること。

キ 支援終了の判断、支援後のフォロー等

終了の判断について、以下の3ケースが想定され、それぞれのケースにおいて市町村と事業者との間で綿密な情報共有及び、協議を踏まえ、市町村が支援提供の終了を判断する。

- ✓ 支援対象年齢の範囲内において、利用者の状態が好転し、本事業による支援を必要としなくなったと考えられるケース
- ✓ 支援対象年齢の範囲内において、利用者から終了相談があったケース
- ✓ 支援対象年齢の範囲外となったケース

上記の終了の判断のうち、「利用者から終了相談があったケース」は、市町村はその理由や他の支援の必要性等を把握し、適切なアセスメントを行い、必要な支援を提供する等の支援策を講じること。

また、「支援対象年齢の範囲外となったケース」において、継続的な支援が必要と認められる場合は継続利用も可能だが、市町村は、利用者の意向や年齢、ニーズに応じた他の適切な支援の必要性等を把握し、必要な支援が利用できるようにすること。

(6) 児童育成支援拠点事業者と関係機関等との連携

ア 市町村との連携

市町村においては、要保護児童対策地域協議会の調整機関を担うこども家庭センター等と、本事業担当部署が分かれて業務を担うことが想定される。

本事業を行うにあたり、市町村と事業者の連携は重要であることから、市町村は、事業者が支援状況の報告や支援計画等を検討するうえでの相談を行う際に対応する部署をあらかじめ定め事業者と共有することによって、適切に情報共有がされる体制の構築を図ること。また、プライバシー保護に留意しながら、児童の最善の利益を優先して考慮した対応を図る必要があり、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会の構成員として事業者に参加を求めることが考えられる。

事業者は、市町村が定めた報告先や報告事項等により、適切に市町村と連携すること。児童や保護者の状況の変化等により他の機関との連携が必要な場合や、事業者での対応が難しい場合には、速やかに市町村に相談すること。

イ 学校との連携

事業者は、児童の生活の連続性の保障と本事業の理解促進を図るために、情報交換や情報共有、職員同士の交流、カンファレンスや要保護対策地域協議会の個別ケース検討会議等によって学校との連携を積極的に図る。

年間計画や行事予定等の交換、児童の下校時刻の確認、児童の学校での様子や指導方針等、学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行う。ソーシャルワーク専門職員やスクールソーシャルワーカー等が情報を共有する役割を担うことが考えられる。なお、利用者個人に関わる情報共有については、児童や保護者に、伝える内容や共有・連携の必要性などを説明し、意向を確認した上で行うこと。

送迎を行う場合には、児童の安全確保に留意することは当然であるが、特に学校の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の発着も想定されることから、事故等が発生しないよう、送迎時の対応について事業者は学校と事前に調整しておくことが必要である。

ウ 放課後児童健全育成事業や放課後等デイサービス、教育支援センター（適応指導教室）、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等との連携

事業者は、利用者が放課後児童健全育成事業や放課後等デイサービス、教育支援センター、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等との併行利用をしている場合には、各事業の事業所と連携を図りながら、児童等に対して、適切な支援を行っていくことが重要である。個人に関わる情報共有に関しては、児童や保護者に、伝える内容や共有・連携の必要性などを説明し、意向を確認した上で行うこと。

エ 同一施設内で実施される事業等との連携

同一施設内で実施される事業等としては、以下の事業等が想定される。同一施設内の関係機関等と情報交換や情報共有を行い、本事業の利用者が希望する場合に、他事業を利用する児童等と交流する機会を設定するなど配慮し、利用者の活動と交流の場を広げることが望ましい。

交流する機会を設定する場合は、本事業の利用児童の環境及び水準が担保されるようにすること。

【同一施設内での実施が想定される事業等（一例）】

- 児童養護施設、児童館、こども家庭センター、児童家庭支援センター
- 子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービス
- 老人福祉施設
- 教育支援センター（適応指導教室）
- 子どもの学習・生活支援事業

オ その他関係機関、地域との連携

本事業に対し、地域の理解や協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員等の地域組織や児童に関わる関係機関等の情報交換や情報共有、相互交流を図る。

地域住民の理解を得ながら、地域の児童の健全育成の拠点である児童館やその他地域の公共施設等を活用し、利用者の活動と交流の場を広げることが望ましい。

また、本事業の対象年齢到達後や支援終了後の生活を見据え、社会的養護自立支援拠点事業等の生活相談や就労支援、居場所支援等、都道府県、市町村、官民間問わず様々な地域の関係機関の情報を収集し、日頃から連携、協力、交流を行うなど、年齢やニーズにあった支援の意向がスムーズに行えるようにすることが望ましい。

事故、犯罪、災害等から児童を守るため、地域住民と連携、協力して児童の安全確保を確保する取り組みに努めること。

利用者の病気やケガ、事故等に備えるとともに、ネグレクト家庭の場合、保健や医療が十分に児童へ提供されていない可能性があることを踏まえ、市町村とも連携しながら適切に地域の保健医療機関等と連携を図る。

カ 保護者との連携

事業者は、保護者との連絡により、児童の出欠席や帰宅の状況について確実に確認することが必要である。

本事業の活動や児童の様子を日常的に保護者に伝え、児童の状況を共有する等、コミュニケーションをとり、保護者との信頼関係を構築することが大切である。来所や家庭訪問等により定期的に直接会って、表情や全体的な様子をみながら話す機会を設けることが望ましい。また、イベント等を実施し、保護者が事業所内で児童と交流することも考えられる。なお、児童の状況を共有する際は、児童の意向に配慮するとともに、児童から相談を受けた内容が保護者に不用意に伝わることにより児童が不利益を被ることがないように、充分注意すること。また、保護者と話す内容や状況に応じて、児童の最善の利益を考慮し、場所や話し方の配慮に努めること。

(7) 安全対策及び衛生管理

(3) 児童育成支援拠点事業所は、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和※年※月※日付け通知)に従い、速やかに報告すること。

(4) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

(5) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

安全対策については①日常、②防災の2つの観点から、以下の点に留意すること。

また、事業者は、児童の安全の確保を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第6条の3に準じ、当該事業所の設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他本事業所における安全に関する事項についての安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

加えて、事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

① 日常

- ✓ 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際

の安全点検も含まれる。

- ✓ 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、職員等の間で共有する。
- ✓ 職員等は、児童の年齢や発達の状況を理解して、児童が自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。
- ✓ 食事やおやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、職員等は応急対応について学んでおく。
- ✓ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、児童の状況等について速やかに保護者に連絡し、運営主体及び市町村に報告する。
- ✓ 事業者は、職員等及び児童に適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- ✓ 事業者は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

② 防災

- ✓ 事業者は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- ✓ 市町村や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における児童の安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- ✓ 災害等が発生した場合には、児童の安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- ✓ 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

なお、本事業は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づき、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における市町村への報告義務が課されている。そのため、事故が発生した場合は「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和※年※月※日付け通知）」に従い速やかに指導監督権限をもつ市町村への報告等を行うこと。

衛生管理に当たっては、以下の点に留意すること。

- ✓ 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

- ✓ 施設設備や食事・おやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- ✓ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- ✓ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ事業所としての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。
- ✓ 食事の提供に際しては「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和※年※月※日付け通知）を参照すること。

5. 職場倫理及び事業内容の向上

(1) 職場倫理と法令順守

本事業には、社会的信頼を得て支援に取り組むことが求められる。また、支援員等の言動は児童や保護者に大きな影響を与えるため、支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

さらに、事業者は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むことが求められる。

- ✓ 児童や保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ✓ 児童の年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保する。
- ✓ 児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮する。
- ✓ 児童虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ✓ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ✓ 守秘義務を遵守する。
- ✓ 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ✓ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ✓ 支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ✓ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

(2) 要望及び苦情への対応

児童や保護者等からの要望及び苦情への対応として以下の内容を実施すること。

- ✓ 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、児童や保護者等に周知する。
- ✓ 苦情対応については、市町村と事業者が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置に努め、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて児童や保護者等にあらかじめ周知する。
- ✓ 児童や保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- ✓ 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

(3) 事業内容向上への取組

ア 研修等

職員の配置に当たっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

事業所の理念や目的、目標を明確化し、職員に伝えていくことが重要である。常に「児童が中心であること」や「事業所の目的」を職員全体で共有し、共通認識のもと支援にあたる必要がある。

支援員等は、児童の声を傾聴し、発達段階への配慮や発達障害等への基礎知識を持ちながら、真に児童に必要な支援を届けるよう努めること。会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、相互に協力して自己研鑽に励み、OJTや日々の振り返り、ケアワークの専門的知見を持つ職員からのスーパーバイズ、研修等により事業内容の向上に努めること。特に、新任職員については積極的に研修等を行い、質の担保に努めること。

事業者は、支援員等の資質の向上のための研修や特定のテーマに関する研修などの研修計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが望ましい。研修の実施は事業所内のみの研修以外にも、市町村や都道府県、民間団体等が開催している外部研修や外部専門家からのスーパービジョンなど適宜外部リソースを活用することが想定される。

なお、職員には、図表5の研修の内容例を参考に継続的に研修を行うことが望ましい。

また、図表6を参考に、組織としての取組として適切なコミュニケーションの機会を設定し、職員相互の共通認識を図ることが望ましい。

図表 5 研修の内容例

#	項目	習得スキルの概要
1	ビジョン、ミッション、課題意識の共有	・理念、目的、目標、大切にしている視点等の共通理解
2	こどもの権利の擁護、児童の意見の尊重	・こどもの権利に関する条約
3	個人情報の適切な管理や守秘義務等	・個人情報の適切な管理 ・児童虐待通告義務及び守秘義務（詳細は4.（5）「イ 利用者情報の共有」参照）等
4	児童の発達と心理	・児童との信頼関係構築や児童の健康的な成長・発達を促すための知識 ・児童が安心できる環境を作る
5	児童の支援	・児童とへの関わりの基礎 ・各種リスクアセスメントの理解
6	保護者・家庭支援	・支援者の心得（社会全体での子育て、傾聴） ・保護者/家庭に関する関わりの手法やノウハウ ・行政サービス事業等に関する理解 ・ヤングケアラーや障がいのある児童など様々な児童の背景に関する理解
7	安全管理	・事故・ケガ発生時の対応、救急救命 ・安全な食事の提供 ・緊急時の対応の理解 等
8	地域の関連機関連携	・地域の関連機関との連携体制の全体像の理解や担当者とのネットワーク構築
9	ロールプレイング	・上記の内容に関する実践的な理解の形成

図表 6 組織的な取組例

#	項目	頻度	概要
1	朝礼	日次	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の出欠等の状況確認 ・1日の流れや役割分担確認 ・食事のアレルギー食材の確認等のリスクチェック
2	終礼	日次	<ul style="list-style-type: none"> ・1日の振り返り ・明日以降の申し送り事項確認
3	定例ミーティング	週1～月次	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返りと予定の確認 ・重要事項の検討、決定 ・児童の様子や変化等の共有
4	緊急対応ロールプレイング	四半期等	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者対応やケガ・救急救命対応、避難対応等、万が一の事態に備え、正確な知識の理解及び対応への準備を目的として一定頻度でその内容を確認
5	関係構築の場	半年等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設全体での円滑なコミュニケーションを図るうえでの関係構築
6	個別面談	半年等	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職と支援員等の個別面談 ・思いや考えを聞く機会 ・力を発揮でき、働きやすい環境づくり
7	支援計画の見直し	見直し時期にあわせて	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な評価を基に、目標の評価、再検討を行う

イ 運営内容の評価と改善

事業者は、その運営について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。評価を行う際には、児童や保護者の意見を取り入れて行うこと。

評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かす。

6. 届出等

国、都道府県及び市町村以外の者は、あらかじめ、以下の事項を市町村長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

また、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

加えて、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、以下の事項を市町村長に届け出なければならない。(児童福祉法第 34 条の 17 の 2 参照)

なお、本届出を行うことにより、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)上の都道府県知事への事業開始の届出については、適用除外となり不要となる。(社会福祉法第 74 条)

<開始時に必要な届出事項> (児童福祉法施行規則第 36 条の 37 の 3)

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 定款その他の基本約款
- 4 運営規程
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 主な職員の氏名及び経歴
- 7 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 9 事業開始の予定年月日

※届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

※国、都道府県及び市町村以外の者には、実施主体である市町村から児童育成支援拠点事業の委託を受けた者も含まれる。

<廃止・休止時に必要な届出事項> (児童福祉法施行規則第 36 条の 37 の 4)

- 1 廃止又は休止しようとする年月日
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 現に便宜を受けている者に対する措置
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

また、事業者は、運営規程において、次に掲げる事業の運営についての重要事項を定めておくこと。

<運営についての重要事項に関する運営規程>

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 職員の職種、員数及び職務の内容
- 3 開所している日及び時間
- 4 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 5 利用定員
- 6 通常の事業の実施地域
- 7 事業の利用に当たっての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他事業の運営に関する重要事項

その他、事業の実施に当たっては以下の届出も必要となる。各事業所の事業内容によって異なる部分もあるため事業所ごとに必要事項を確認のうえ準備する必要がある。

図表 7 届出・手続きが必要な事項

#	項目	関係法令	届出等・問合せ先	備考
1	「その他の給食施設」に関する届出	健康増進法	保健所	食事の提供を実施する場合「その他の給食施設」として届出が必要となる可能性があるが、都道府県ごとに異なるため、確認が必要。
2	食品衛生法に基づく営業届出	食品衛生法	保健所	食事の提供を実施する場合必要となる。届出対象については、保健所に確認が必要
3	事業系一般廃棄物処理に関する届	廃棄物処理法	市役所	届出が必要となる基準は自治体ごとに異なるため、事前確認が必要
4	防火管理者	消防法	消防署	施設の収容人数等によって規定が異なるため、事前確認が必要。

第3章 子育て世帯訪問支援事業

1. 検討概要

(1) 第1回検討委員会

議事次第に則り、本調査研究の概要・目的について事務局より説明するとともに、検討プロセス及びガイドライン骨子案に関して議論を実施した。具体的には下記2点を議論いただきたい事項として事務局から提示した。

①検討プロセスに関して

- ・ 年度を通しての検討の進め方に関するご不明点・ご懸念点・改善提案等について

②ガイドライン骨子案に関して

- ・ ガイドライン骨子案に関して、記載項目に抜け漏れ等がないか
- ・ 今後の素案作成に向けてのポイント・留意事項に関して追加で意識すべき事項等について 等

- ① 検討プロセスに関しては図 2 を事務局より提示し、合意が得られた。
- ② ガイドライン骨子案に関しては図 8 を事務局より提示した。

子育て世帯訪問支援事業ガイドラインの骨子案

はじめに（事業創設の背景・経緯、ガイドラインの目的）

1. 事業の目的
2. 対象者
3. 支援内容
4. 実施方法
 - (1) 訪問支援員の要件
 - (2) 訪問支援員の研修
 - ①研修の提供体制
 - ②研修の内容
 - (3) 支援の実施体制及び流れ
 - ①実施体制
 - ②支援の流れ
 - ア. 市町村による利用者の決定・利用者からの申請
 - イ. 利用者情報の提供
 - ウ. 支援計画の策定
 - エ. 訪問支援の実施
 - オ. 支援状況の報告
 - カ. 報告を受けた市町村による対応
 - ・支援内容の検討、支援終了判断及び支援後フォロー 等
5. 個人情報の保護及び守秘義務
6. 職場倫理及び事業内容の向上
 - (1) 職場倫理と法令遵守
 - (2) 要望及び苦情への対応
 - (3) 事業内容向上への取り組み
7. 届出等

【作成時のポイント・留意事項】

- ポイント①（対象者）**
 ・昨年度の検討を踏まえつつ、要支援児童・要保護児童の保護者以外も「おそれのある者」に含まれることが伝わるよう、対象者の範囲を設定する上での留意事項を記載
- ポイント②（訪問支援員の研修）**
 ・研修の受講が必要であることから、研修の提供体制（市区町村にて適当と認める研修を修了）や、実施が望ましい研修の内容を記載
- ポイント③（実施体制）**
 ・訪問支援者以外のコーディネーターや自治体による連携体制を記載
- ポイント④（利用者の決定）**
 ・昨年度の検討を踏まえ、市町村における差が出ないように支援の必要性を判断するための項目の例示を記載
- ポイント⑤（利用者情報の提供）**
 ・市町村から事業所へ提供する利用者情報について、必要な項目を例示
- ポイント⑥（支援計画の策定）**
 ・サポートプランと整合した支援計画の具体的な記載項目を例示
- ポイント⑦（支援状況の報告）**
 ・昨年度の検討を踏まえ、事業提供者が市町村に報告する時期や内容について示す
- ポイント⑧（個人情報の保護及び守秘義務）**
 ・活動にあたっての個人情報の取り扱い（SNS、関係書類の扱いなど）について具体的に留意事項を示す
- ポイント⑨（職場倫理及び事業内容の向上）**
 ・職場倫理を定め、職員共通認識のもと支援にあたることを示す
 ・子どもの最善の利益の保障、子どもの意見の尊重、差別の禁止、児童虐待行為の禁止、守秘義務厳守、プライバシー保護などについて記載
- ポイント⑩（届出等）**
 ・公的機関への必要な届出等について記載

図 8 子育て世帯訪問支援事業ガイドライン骨子案

検討委員会では、今後の素案作成に向けて意識すべき事項について、主に支援対象者への説明、個人情報の利用、支援対象者の範囲及びスティグマ回避への配慮、支援計画の策定、利用者情報の提供、事業目的・内容の周知に関して議論がなされた。

【支援対象者への説明、個人情報の利用】

保護者以外に子どもの意見の尊重の必要性や、自覚のない支援対象家庭への説明の課題について意見が挙がった。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 支援対象者への説明について、児童への説明が必要になり、主に支援内容、支援実施団体への情報提供及び、個人情報の保護・取扱いについても利用に関する契約書に盛り込みつつ、説明を行う必要がある。
- 保護者が困難を抱えている自覚がない家庭に支援の利用を促す方法は慎重に検討する必要がある。支援にあたっては保護者の同意の他、子どもの意見も尊重したうえで支援を実施することが望ましい。
- 支援対象となりうる子どもや家庭（保護者）が自身では困難を抱えている状況であるという自覚・認識がないケースでは、支援の利用の説明は重要かつデリケートなものであり、初歩段階での説明や関係構築を失敗すると支援を利用してもらえない懸念がある。

【支援対象者の範囲及びスティグマ回避への配慮】

要支援・要保護児童以外の児童の利用を妨げないようにすることや、支援を利用する家庭がスティグマを抱えないように配慮することについて意見が挙がった。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 要支援・要保護児童以外の児童の利用を妨げるものではないことを示すように配慮いただきたい。小規模自治体では、要支援・要保護児童だけを対象者としては十分に支援対象者が集まらない懸念がある。
- 支援を利用する家庭が要支援・要保護児童及び、保護者というスティグマを抱えることにならないように配慮すべきである。

【支援計画の策定】

サポートプランと支援計画の整合性の確保や、アセスメントや支援計画の分担を含めた具体的な支援の流れに関して意見が挙げられた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 両事業において「4. 実施方法」の中で「支援計画の策定」とあるが、当該支援計画はサポートプラン（こども家庭センターが策定）と整合性のある計画とする必要がある。こども家庭センターと連携を取りながら、支援計画に位置づける事業が、支援対象者に対する支援の全体像の中で担っている役割を明確化のうえ支援実施団体が認識し、実施していく必要がある。また、支援計画の策定にあたっては、支援対象者のニーズを把握したうえで策定することが望ましく、そのためには支援対象者の状況や意向及びその他事業等の利用状況を把握する必要がある。
- 支援計画とサポートプランの整合性を図るためには、部署間での連携が可能なこども家庭センターが主導して支援計画を策定することが望ましいと考える。
- 現状における、支援計画の策定の流れ・主体は自治体によって様々であると考えられるが、支援実施団体にアセスメントの実施まで求めるのは要求過多であると思料するので、支援計画を立てるまでをこども家庭センターが担うのかと思っている。自治体により様々な背景や組織体制がある中で、一つの例として具体的な支援の流れを提示されることが望ましい。

【利用者情報の提供】

様々な関係機関との利用者情報の提供の方法や程度を検討していく必要性に関して意見が挙げられた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 利用者情報の提供について、児童分野以外など今後より多様な関係者が関与してきた場合は、さらに情報共有のハードルが高くなる可能性がある。要対協の構成員以外にどの程度の情報を共有すべきか検討が必要である。十分に情報共有がされない具体的な例として、進学校に通う成績優秀なヤングケアラー等が想定される。上記のような具体的な状況や見えつつある課題も踏まえ、利用者情報の提供の方法や程度を検討していく必要があると考える。

【事業目的・内容の周知】

本事業の目的・内容を事業者や関係機関に正確に理解して協働する体制を築く必要性について意見が挙がった。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 家事援助・育児援助を提供するだけの事業ではないことが事業者に伝わっていくようなガイドラインに示さなくてはならない。自治体と事業者が共通の認識をもって、協働する形をガイドラインに示すことが、一定水準保つために必要と考える。
- 子育て世帯訪問支援事業と家庭教育支援（文部科学省所管）は名称が類似しており、特に子供と密に接する学校・幼稚園・保育園からは事業目的・内容の違いを把握できず自治体が混乱する懸念がある。家庭教育支援は教育的なものであるため、支援対象家庭にとってネガティブな印象を抱かれている場合があり、子育て世帯訪問支援事業の差異を明確化できなければ、家庭教育支援と混在され、支援が利用されない懸念がある。

(2) 第3回検討委員会

議事次第に則り、第1回検討委員会でいただいた主なご意見の振り返りを行った後、子育て世帯訪問支援事業のガイドライン素案を事務局より説明し（詳細は参考資料3を参照）、各項目の内容に関して議論を実施した。具体的には下記2点を議論いただきたい事項として事務局から提示した。

①ガイドライン素案に関して

- ・ ガイドライン素案について、項目毎に修正提案や要加筆事項、事例記載が必要な部分

②ヒアリング先に関して

- ・ ①での議論を踏まえたうえでの、ヒアリング先に関してのご意見（推薦先）

ガイドライン素案の内容に関しては、『2. 支援対象者』、『3. 支援の内容』、『4. 実施方法』の3項目に対してそれぞれ委員から意見が挙げられた。なお、ヒアリング内容及びヒアリング先候補に関しては後日各委員にメールにて意見を募る形で対応することで合意した。

【2. 支援対象者】

支援対象者が狭く限定されているように見えないように工夫した記載ぶりにすることや、育児という表現が就学前のイメージがあることから、就学前・後を対象とする表現にすることが挙げられた。また、こども家庭センター以外から支援に繋がる可能性について意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 「④その他、事業の目的に鑑みて、市町村が特に支援が必要と認めた者（支援を要するヤングケアラーを含む。）」と記載があるが、「特に」と記載があると対象者が限定されてしまうのではないかと懸念がある。（）書きの記載もより広範に支援対象者が読み取れるように設定することが望ましいのではないかと懸念がある。
- 例えば実際に養育支援訪問事業において家事・育児支援を利用している家庭は、要保護・要支援には該当しないものの困難ケースになることを事前に防ぐ目的で早期支援を実施している事例も含まれると思料する。その観点から、④の「特に」を削除しても問題ないのではないかと懸念がある。自治体が支援対象者の記載を見て他事業よりも対象者の範囲を狭く感じ、サービス提供を控えてしまう懸念がある。
- 就学前の育児に対する不安のみならず、就学後の育児に対する不安を解消するための支援が十分ではない現場が多い。育児という表現は就学前のイメージがあり、育児に対する不安は就学前・後でつながっているものであり、連続した支援とすることが望ましい。

- 「こども家庭センターにおける相談支援等」との記載があることで、こども家庭センターが中心となる事業と理解される可能性がある。関係機関からこども家庭センター経由で支援につながるケースや、関係機関から直接情報提供があり支援につながるケース等が想定され、その点がガイドラインの読み手に伝わるような記載とすることが望ましい。
- こども家庭センターの設置は、自治体ごとの努力義務となっており、設置を先送りにしている自治体もある。全ての自治体を本ガイドラインの読者と想定しているのであれば、「こども家庭センター等」に修正が必要ではないか。

【3. 支援の内容】

幅広い年齢層の子どもを対象にすることや利用頻度や時間等関するルールの提示について意見が挙がった。また、複数の児童がいる家庭を支援する場合での訪問支援員の人数の検討の必要性や、こどもに障がいがある場合における対応・配慮について注意書きすることについて意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 自治体独自の支援では予算の都合もあり年齢制限を設けているが、児童の年齢にかかわらず育児の不安を抱えている家庭はあり、支援できることが望ましい。
- 家事・育児支援の利用頻度や時間等の利用料金に係る項目は、ガイドラインにおいてルールとして一定程度示せると望ましい。
- よりリスクにつながる可能性が高いと整理し、多胎児＝特定妊婦と位置付けている自治体もある。このように、複数の児童がいる家庭を支援する場合、訪問支援員の人数を検討しないと事故につながる事象が発生するのではないかと懸念する。育児支援のみではなく家事支援にも共通する部分であるため、＜家事・育児支援共通＞に記載することが望ましいのではないか。
- ＜育児支援＞において「児童が発熱している場合や、体調不良の場合の支援の可否」の他、こどもに障がいがある場合における対応・配慮についても注意書きすることが望ましい。上記について、こども家庭センターから事業者へ情報共有できれば、支援実施も円滑に行える。

【4. 実施方法】

『(2) 訪問支援員の研修』に関して、資格保有者の研修の必要性について意見が聞かれた。また、研修の日安時間や内容、研修材料の提供や研修に関する費用の補助に関して意見が挙げられた。

『(3) 支援の流れ』に関しては、「ア 保護者・関係機関等からの相談受付、事業の紹介」において支援対象としての決定までの流れが複数パターンに整理できることや、自治体が必要性を感じて迅速な対応が行えるようにすることについての意見が挙げられた。また、「エ 利用者情報の共有」に関して、具体的な情報の共有方法の記載に関しての意見が聞かれた。さらに、「図表2 支援の流れ(一例)」の「ク 報告を受けた市町村による対応」における自治体の役割や文中との整合性について意見が挙げられた。

委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

『(2) 訪問支援員の研修』

- 専門資格を保有していても、訪問支援の実績がない訪問支援員もいると史料する。そのため、基本的には専門資格に関わらず研修の受講が必要とされるのではないか。他事業等の研修を既に受講していることで、本事業で定める研修が免除できると判断できるのは、現在の養育支援訪問事業等の研修の受講実績がある場合などではないかと思料する。
- 研修の日安時間について、研修の項目が多く、1項目の時間が長いと受講者が減少する懸念があるため、1項目最長1時間程度が目安の時間になるのではないか。
- 計8時間であると、実質2日間必要であり、長いと思料する。例えば、研修を動画配信によって実施できるのであれば、自治体に動画の提供があると望ましい。
- 研修方法(対面、動画等)に応じて、研修の日安時間も変わると考え、例えば動画であれば1時間連続で集中して受講することは難しい。動画を用いる場合、研修の理解度や習熟度を測定する方法がないため、工夫が必要である。
- 研修の内容のうち、「6 市町村への報告を要する場面」に関して、訪問支援員に求められる日々の記録や報告書についても必要ではないか。
- 研修の内容のうち、「5 守秘義務と個人情報の管理について」のうち重要な情報が自治体に報告されない、訪問支援員が情報や悩みを抱え込むといった事象を防止することが必要になる。訪問支援員が取得した情報を、自治体に連携して活かせる場面や内容を示すことが望ましい。
- 本事業は密室での提供となるためリスクの大きい事業である。そのため、訪問支援員が情報等を抱え込まずに、正常に支援の提供を行っていくため、より福祉的な内容を踏まえた研修を行う必要があると思料する。実技も研修内容に含めるのであれば、事務局案より研修項目が増える可能性があるが、基本的

は短時間で受講が完了する又は、他研修の受講実績をみなしていく工夫が必要である。

- 自治体として本事業を提供するにあたり、研修が必須になると自治体にとっての負担が大きい。そのため、研修内容については幅広く設定できることが望ましい。
- 各自治体において既に実施している研修（子育て支援員研修、居宅訪問型保育者の研修等）の受講者が、本事業の訪問支援員になる可能性がある。上記のような研修の中で、本事業に定める研修と同等とみなす研修はどれかを、ガイドラインにおいて示すことが望ましいのではないか。また、地域の中で事業者や協議会等が提供している研修の内容も一定程度把握し、訪問型支援においてコアとなる研修を整理しておく必要がある。
- 児童福祉法の改正により、4月・5月時点でこれだけの研修を自治体が単独で実施することは困難であるため、自治体で共通する項目は広域で研修を実施、実装していくような工夫が必要と史料する。また、研修について実技以外はオンラインで実施する方法もあると史料する。
- 様々な研修の受講形態を設ける場合、標準化された研修教材を作成し、各自治体で活用できるような形をガイドラインで示すことが望ましい。
- 研修を一定程度分量・時間設けるのであれば、受講者（事業者）の負担軽減につながる工夫が必要と史料する。

『(3) 支援の流れ』

「ア 保護者・関係機関等からの相談受付、事業の紹介」

- 本事業の実施体制の中に「保健師等」が含まれ、「保健師等によるニーズアセスメント」が必要との誤解を招く可能性がある。こども家庭センターでサポートプランなど体系化されたものを作り上げたり、ケースにどう対応するかなどは、こども家庭センターなどの業務であって、本事業に限った話ではない。関係機関・関係部署からの相談への対応程度の記載ぶりで十分ではないか。
- 「保健師等」との記載としてしまった場合、小規模自治体においては保健師の発言力が大きく、保健師の意見に過度に引っ張られてしまう懸念がある。
- リスクの程度に併せてサポートプラン作成有無等の支援対象としての決定までの流れが複数パターンに整理できるのではないか。
- 支援対象者のスクリーニングに関する記載をすると、支援対象者の選別を勧めるような誤解を与える。
- 3段落目において個別ケース会議等の記載があり、自治体が支援対象者に含まれるかどうか決定する場面は本箇所になると史料する。こども家庭センターを設置していない自治体等もあり、自治体によって対応は異なるのではない

か。

- 関係機関・部署で発見した支援対象者候補について、サポートプランの作成を待つと事業の提供までに時間を要するため、早急に支援が必要と考えられる場合には、相談から直接、支援を決定し、後からサポートプランを作る流れがあっても良いと考える。サポートプランありきでは、事業支援として何がパッケージできるかを手続きに沿って先に考えることになり時間がかかる。
- 自治体が必要性を感じて迅速な対応（支援の決定）が行えることは重要である。その点を自治体にご理解いただけるよう、事務局指摘を追記できると望ましい。

「エ 利用者情報の共有」

- 共有される情報は記載されているが、共有方法が記載されていないため、事業実施時に支援困難度が高い家庭に対して、事業者・自治体間で支援対象者の情報等を共有する事前カンファレンスの実施など、具体的なイメージが把握できるように記載してはどうか。

「図表2 支援の流れ（一例）」

- 「ク 報告を受けた市町村による対応」について、事業担当部署の「必要に応じて、情報提供」とは、サポートプランの見直しレベルではなく、日々の事業提供にあたってのトラブル対応等のレベルも含まれると考える。事業者は支援対象者に介入できる範囲が多くはなく、自治体が報告を受けて対応していく必要がある。
- 委託契約を締結している以上、自治体が対応すべき部分もある。その点を踏まえ、自治体も情報提供にとどまらず、対応していくことも明記していくことが必要である。
- リスクが高まっているとの事業者からの報告に対して、自治体が対応・関与していくことも必要である。
- 「ク 報告を受けた市町村による対応」に「委託料の支払いなど委託契約に関すること」と記載があるが、文中には記載がないため整合性を図る必要がある。

(3) 自治体/事業者ヒアリング

子育て世帯訪問支援事業の類似事業の状況把握、及びガイドライン（案）が実態に即しているかの確認を目的とし、以下図 8 の自治体及び委託事業者の計 5 団体にヒアリング調査を実施した。ヒアリング先の選定に際しては、類似事業の実施実績が比較的豊富にある事業者・自治体から抽出を行った。

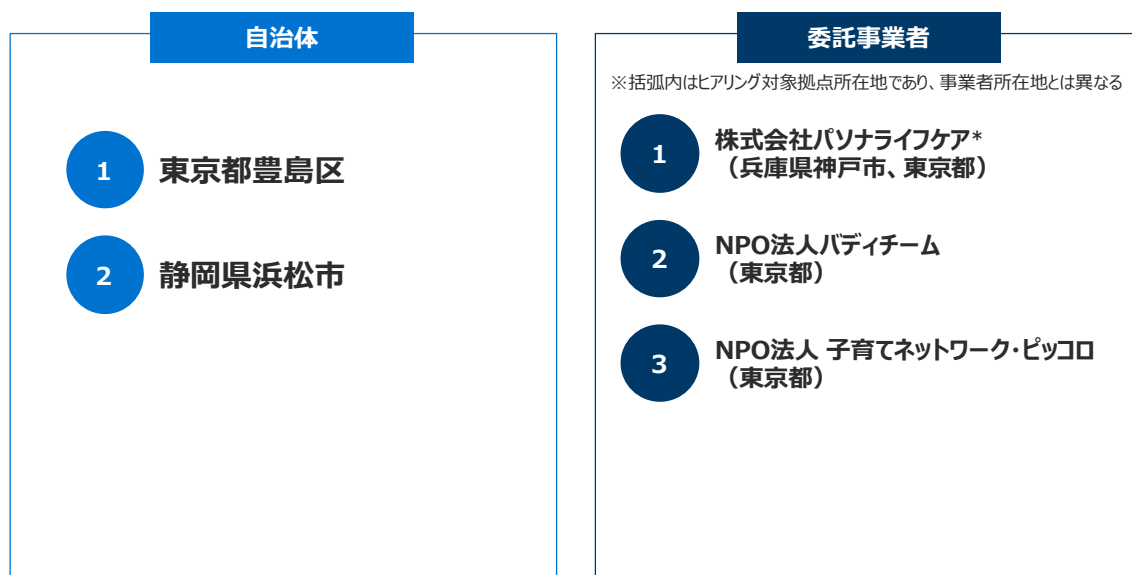


図 84 子育て世帯訪問支援事業 | 自治体/事業者ヒアリングの対象一覧

なお、ヒアリングにあたっては、これまでの検討委員会意見を踏まえつつ、主に図 9 の項目について実態や意見を確認した。

基礎項目

- 支援対象
- 年間の平均的な登録状況や利用状況（令和4年度、令和5年度）及び利用者属性
- 支援体制の状況（職種、配置基準の設定状況、所属支援員数、支援員が保有している資格 等）
- 利用開始のルートから支援終了までの流れ／支援計画策定／見直し等の運用状況について、頻度や流れの概要、自治体や関係機関との情報連携や、団体・自治体で活用している連絡方法・記録・支援計画の様式等のツール
- 支援対象者の情報や状況を事業者と市町村や関係機関で共有する際の実態（情報提供の項目、共有が望ましい（求められた）情報、その他、運営者と学校など関係機関との情報共有の状況や市町村の関与状況、保護者が事業所や市町村と共通認識のもと支援を利用するためにしている工夫）
- 要体協（代表者/実務者/個別ケース検討会議等）への参加状況
- 事業者と市町村の子育て世帯訪問支援事業の担当部署と市区町村こども家庭総合支援拠点（要対協の調整機関）の関係性
- 拠点における主な支援内容、「家庭訪問」による支援のメリットや効果、訪問支援特有の難しさや工夫を必要とする点

事業の実態・課題等

- 訪問支援員に対する研修の実施状況（訪問支援員の要件を満たすための基礎的な研修の内容及び研修にかかる時間、継続的な研修の内容（技術向上研修や応用的研修など）及び頻度や研修にかかる時間、研修における課題）
- 研修の受講を必須とした際の負担感（研修の準備、許容できる研修の時間や実施頻度 等）
- 支援対象者と訪問支援員や事業者とのトラブル対応等に関する自治体の関与の実態とあるべき姿

図 95 子育て世帯訪問支援事業の類似事業に関するヒアリング項目

自治体／事業者ヒアリング結果については、ヒアリング先計 5 団体のうち 4 団体について、別添の事例集（参考資料 9）に取りまとめており、ヒアリング事例集を参照されたい。また、自治体/事業者ヒアリングを踏まえたガイドライン(案)の修正方針は以下のとおり。

No.	ヒアリング項目	ヒアリング結果
1	支援員に対する研修の実施状況・研修の内容	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な研修内容等について、委託事業者が内容含め検討、実施している。 ・継続的な研修の内容等は、実施していない例、委託事業者が独自に実施している例が見られた。 ・本事業外の研修の活用している例は、自治体職員が自治体で計画する研修に参加している例が見られた。 ・研修における課題は、研修時間の確保や費用面の他、現状は研修が委託事業者ごとに異なる点が挙げられた。 <p>【企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業ごとに工夫した取り組みがみられた。現場フォロー（適宜）、個人情報保護研修（採用時、その後年1回実施）、ヘルパー同士の座談会において情報共有や注意事項の確認、家事支援に関するコラムの配信（月1回）、シッター研修（2時間、対象ヘルパー向け） ・継続的な研修として座学だけでなく、支援員同士の座談会による情報共有の事例があった。
2	研修の受講を必須とした際の負担感	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講を必須とした際の負担感について、特段負担感はないとの意見と、研修の必須内容を示す必要及び費用感への課題を示す意見があった。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の日程調整や費用の課題が挙げられた。継続的な研修に関しては外部組織の研修を活用することが望ましいという意見があった。
3	トラブル対応等に関する自治体の関与の実態とあるべき姿	<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラブル対応等に関する自治体の関与の実態とあるべき姿について、トラブルは基本的には事業者対応としており、その対応で問題ないとの意見が示された。また、自治体が適宜情報共有を受けつつ仲裁に入る例も見られた。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に事業者が対応に応じ、必要に応じて自治体が第三者の立場からトラブルの対応を実施している事例があった。トラブル予防のための事前の情報共有の要望や、自治体からの専門的なアドバイスの要望以外にも、保育園、児童相談所など様々な関係機関との連携対応のルールや方法を定めることが望ましいとの意見があった。

図 6 自治体/事業者から挙げてきたご意見等（子育て世帯訪問支援事業）

(4) 第5回検討委員会

議事次第に則り、第3回検討委員会でいただいた主なご意見の振り返りを行うとともに、ご意見及び団体／事業者ヒアリングの調査結果を踏まえた対応方針を、子育て世帯訪問支援事業のガイドライン（案）とともに事務局より説明し（詳細は参考資料5を参照）、各項目の内容に関して議論を実施した。具体的には下記2点を議論いただきたい事項として事務局から提示した。

①ご指摘への対応に関して

- ・ 団体／事業者ヒアリングを踏まえた修正対応方針に関してのご意見

②ガイドライン（案）全般に関して

- ・ ガイドライン（案）について、改めてのご意見

ガイドライン（案）の内容に関しては、『2. 支援の内容』、『3. 支援対象』、『4. 実施方法』、『5. 個人情報の保護及び守秘義務』の4項目に対してそれぞれ委員から意見が挙げられた。また、委員から第3回検討委員会で挙げられた意見を踏まえ反映されており、修正内容について合意した。

【2. 支援の内容】

支援の内容について、引っ越しなどの本事業の枠組みでは対応できないがニーズがある場合に別事業と連携して支援を提供できるよう柔軟に対応することの他、自治体判断に基づく柔軟な対応を促すためのガイドラインの示し方等の意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 生活困窮の子育て事例においては、引っ越しニーズが多くあると聞く機会が多く、そうしたことを踏まえ、本事業の枠組みでは対応できないがニーズがある場合については別事業と連携して、支援を提供できるようにする必要がある旨を追記してはいかがか。
- ニーズがある支援は幅を持たせて対応したいとの考えが一定程度ありつつも、無茶な要求は辞退できる根拠を設けたい。委員から引っ越し支援については無茶な要求に該当しないため、事務局提案のとおり削除で問題ないとする。神戸市にて辞退した依頼としては、例えば、酒類の購入を依頼されたケースがある。本来的には、児童は酒類を購入することができず不要なものであるため、依頼を断ることとしたが、各自治体で判断は分かれる可能性がある。
- ③想定していない内容例を記載すると柔軟な対応ができず、本当にニーズがある支援が提供できない懸念がある。第三者（訪問支援員）が柔軟な対応を行うことで、保護者や児童の負担を軽減できる可能性があり、その点を踏まえて事務局提案のとおり当該文言を削除する方針で問題ない。
- 事業を提供していく中で最も多い問い合わせが支援内容に含まれるか／含まれないかの判断を確認する質問である。支援内容に入るかどうかは自治体判断によるところもあり、事務局提案のような”抽象的な記載”も不要と思料する。
- 自治体判断に基づく柔軟な対応を促すため、「支援内容に記載がない個別のニーズに関しては、支援対象者と自治体にて協議の上、対応を柔軟に検討すること。」を追記した方が望ましいのではないか。

【3. 支援対象】

支援対象について、合理的配慮以上の対応が求められるケース（発熱、体調不良及び「障がい」）の記載の示し方に関する意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- p.3 「児童が発熱している場合や、体調不良の場合、障がい等があり合理的配慮以上の対応が求められる」について、発熱、体調不良及び「障がい」が並列で記載されていることには違和感がある。「児童が発熱している場合や体調不良の場合、障がい等があり合理的配慮を超えた対応が求められる」と修正してはどうか。

【4. 実施方法】

実施方法について、必須とする研修内容の示し方の他、自治体での実状として次年度以降は事業者と調整のうえで質の担保の観点から、事業者に追加で研修の実施を求めていく必要があること等の意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- 訪問支援員の要件として研修の受講を求めており、交付要綱にて補助の要件として8時間以上の要件は示されるとのことであるが、必須とする研修の記載が必要ではないか。「訪問支援員の要件を満たすための研修」とは市町村が適当と認める研修であるか、その場合は「市町村が適当と認める研修」と文言を統一してはどうか。必須とされる研修内容が、事務局提示の修文案では分かりづらくなつたと思料する。
- p.7 枠中「各地域の実情に応じた内容により」とあるが、研修は必ず実施すべきものを示し削除とすべきである。また、自治体の裁量で実施する研修については「ただし、他の研修等の修了をもって習得できる～」の部分にその旨を追記してはいかがか。
- p.6 (1) 訪問支援員の要件について、臨時特例事業で既に取り組んでいる自治体において、研修をどのくらいの期間で修了してもらうべきかを示した方が望ましい。ガイドラインに記載するかは要検討であるが、対応を検討してはどうか。
- 自治体では、ガイドライン上で示されている研修項目を網羅的に実施できているわけではないため、次年度以降は事業者と調整のうえで質の担保の観点から、事業者に追加で研修の実施を求めていく必要があると感じている。
- 現在、訪問支援事業を実施する事業者にも研修の受講が課されるとのことであるが、スケジュールを考慮すると事業者側の意向として、年度当初までの研修実施を希望すると思料する。その場合、早期に自治体にて「適当と認める研

修」を定められるかが懸念点である。また、研修実施主体は自治体ではなく事業者になると思料し、その場合は自治体にて研修が適当か十分に判断できず研修が形骸化してしまうリスクを防止し、かつ質の担保をどう図るかは課題点である。

- p.6 「また、市町村は、市町村への報告を要する場面や地域の子育て支援の情報等、必要な内容を提供することとし、市町村の専門職の講師派遣等の協力を努めること。」は2文に分けた方が分かりやすいのではないかと。また、研修について事業者から報告を受けることを記載してはどうか。
- 大手事業者では自治体の信頼を獲得しているため、研修の実施の事業者に委ねられていると思料するが、事業実施開始当初は自治体も研修の内容を確認する等していたと思料する。そのため、自治体側で内容の精査まではできないながらも、受講実績などの確認はできると思料する。
- 研修の実実施計画の提出が示されると望ましく、また様式も示されると望ましい。また、自治体側が研修の内容の適切さに関して確認するチェックリストも示されると望ましい。
- 「市町村が適当と認める研修」とは、事業を適切に提供するために必要な能力獲得を図ることができる研修と理解している。そのため、自治体にて事業の質の担保を図るための研修であることを明示的に示してはどうか。
- 研修の目的は、訪問支援員の質を確保することにあるという点では異論ない。他方で、p.7「実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。」の表現が分かりづらく感じるがどうか。

【5. 個人情報の保護及び守秘義務】

個人情報の保護及び守秘義務について、情報保護を厳しく定めた場合において必要な情報共有が行われない懸念の他、守秘義務を損なわない法的根拠については記載が必要であり、研修項目としても追記することが望ましい等の意見が聞かれた。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- p.18 【個人情報の保護及び守秘義務に係る、留意事項・対応等の一例】について、情報保護を厳しく定めた場合、必要な情報共有が行われない可能性を懸念している。虐待防止法では虐待の通告は、刑法上の秘密漏示罪や守秘義務の違反に当たらないよう規定を設けている。そのように、各種法令の守秘義務の違反に当たらないことが理解されるよう、情報共有の可否についても記載してはかがか。
- 本事業がヤングケアラーも含むとなると、学校や福祉機関との連携に慣れていない機関が実施した場合、情報共有がどの法的根拠に基づくものか知見がなく、トラブルの発生につながるケースもある。そのため、情報共有に関する法的根拠が示されると、福祉関係以外の機関からの情報共有も円滑に行われるようになる。
- ヤングケアラーは虐待を受けている懸念があり、虐待判断をどのように行うかが課題である。訪問支援員が虐待判断を一人で行うことが困難である際に、適した関係機関に情報共有を図り、複合的に判断することが望ましい。
- 多くの児童が暴力以外にネグレクト等の被害者となっているケースがあり、訪問支援員には児童虐待に該当するかリスクを気づき、判断できる能力が問われる。多角的にリスクを判断できることが望ましいが、児童・福祉の知見が十分でなければ、その判断が困難と思料する。
- 守秘義務を損なわない法的根拠については記載が必要であり、また、研修項目としても追記することが望ましい。また、リスクへの気づきに関して、ガイドライン中の各所にメッセージとして記載されているが、自治体にその旨が十分に伝わることを期待している。

(5) 自治体からの意見聴取

第5回検討委員会を踏まえ作成した子育て世帯訪問支援事業のガイドライン(案)を基に、こども家庭庁成育環境課家庭支援係が全市町村に対して意見聴取を行った。約30自治体からの回答があり、このうちガイドラインの検討に資するものとして計24件、19項目の意見・要望、質問等が挙げられた。自治体意見及び意見を踏まえたガイドライン(案)の修正方針は次頁のとおり。

No.	項目	質問/意見・要望	内容	件数	対応方針
1	3 支援対象者	意見・要望	支援対象者についてのチェックリストを提示していただきたい。	1	「気づきのポイント情報共有ツール」を共有。
2	3 支援対象者	意見・要望	④では児童を対象にすることを想定しているが、保護者の同意必要性の有無についての記載が必要ではないか。	1	「なお、④において未成年のヤングケアラーを対象とする場合、事業の提供には保護者の同意が必要であることに留意すること。」と追記。
3	4.実施方法	意見・要望	「（１）訪問支援員の要件」に欠格事由の申告書の様式例も提示いただきたい。	1	【対応なし】（要綱において欠格事由を明記しており、様式をしめさずとも自治体で対応可能と史料されるため）
4	4.実施方法	意見・要望	研修の実施、講師の派遣については、国・都道府県等での実施の検討や、外部研修や外部専門家からのスーパービジョンなど適宜外部リソースの活用も含めた研修資料等の提供・例示等があると望ましい。	3	「加えて、都道府県、民間団体等が開催している外部研修や外部専門家など、適宜外部リソースを活用しても差支えない。」と追記。（研修コンテンツの必要性に関しては調査研究末尾の課題と展望に記載）
5	4.実施方法	意見・要望	訪問支援員としての質を継続的に確保する必要があることから、研修（講習）は少なくとも数年に一度は受講する仕組みにする必要があるのではないか。	1	【対応なし】（P19に具体例を示しつつ、「訪問支援員の必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めること。」と記載があるため）
6	4.実施方法	意見・要望	訪問支援員の要件について、事業者と市の役割を明確にいただきたい。	1	市町村が認める研修を受講したうえで、さらに、市町村が適当と認める必要がある記載となっていたため、「訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者」と修文。
7	4.実施方法	意見・要望	p8の周知について、「受付窓口等への周知を図り、情報提供や連携が図られる体制作りに努めること。」とあるが、支援が必要と思われる家庭について情報提供や連携が図られる体制作りに努めることという文で足りるのではないか。	1	書きぶりを修文。
8	4.実施方法	意見・要望	p8の要保護児童対策地域協議会の構成員として事業者に参加を求める文言について、事業者が、事業を請け負うすべての自治体の要対協の構成員となることは難しいと考えられることから、「市の協力要請時に情報交換を行うことが望ましい」という表現が望ましい。	1	【対応なし】（これまでの検討会の議論において、むしろ構成員になることを強く求めることから現在の表現としているため）
9	4.実施方法	意見・要望	「図表２ 支援の流れ（一例）」に関して、「こども家庭センター等」は「こども家庭センター等関係機関」の方が望ましい。	1	【対応なし】（関係機関では保護者・子どもが利用している機関などをイメージし混同を招く恐れがあるため。）
10	4.実施方法	意見・要望	「図表２ 支援の流れ（一例）」に関して、アとイの間に「支援計画の作成」がある方が望ましい。	1	【対応なし】（支援計画の作成はイの中で行われるものであるため）
11	4.実施方法	意見・要望	「図表２ 支援の流れ（一例）」に関して、カの「支援方針」は「支援計画」の方が望ましい。	1	【対応なし】（要対協の支援計画と事業の支援計画が存在するため混乱すること、支援計画が作られない人もいることを踏まえて「支援方針」とした経緯があるため）
12	4.実施方法	意見・要望	「ア 保護者・関係機関等からの相談受付、利用申請・利用決定」に関して、本事業の利用決定までの流れにおいては、対象者あてにサポートプラン（利用計画含む）の作成・交付を前提していると認識しているため、1段落目について「本事業の支援が必要と認められる場合には、こども家庭センター等が必要なアセスメントを実施し、本事業を含む必要な支援策を明記したサポートプランを交付し、これに同意した支援対象者から申請を受け、利用を決定する。」に加筆してはどうか。	1	【対応なし】（サポートプランの交付を前提としておらず、支援の提供決定後にサポートプランが作成される可能性もあるため）
13	4.実施方法	質問	「イ 利用者情報・支援内容等の共有」における支援内容の決定について、導入を決定することも家庭センターが支援計画を作成し、依頼をするものではないのか。事業者が作成する場合、こども家庭センターはどの段階で確認等をするのか。	1	【対応なし】（事例によって対応が異なるため、国として一律に定められない。）
14	4.実施方法	意見・要望	「イ 利用者情報・支援内容等の共有」に関して申請書・支援計画書等の様式もしくは同意の文言例があると望ましい。	2	【対応なし】（まだ取組自治体数が少なく、事例を充分には把握できていないが、国として申請及び報告の内容を定める難しさがあつ、地域の実情を踏まえた柔軟性を担保するうえで、必要事項の例示に留める。）
15	4.実施方法	意見・要望	「エ 訪問支援の実施」のアンケートの具体的な内容を提示していただきたい。	1	【対応なし】（アンケート自体も方法の例示であり、地域の実情を踏まえて市町村で手法も含めて検討いただきたいため）
16	4.実施方法	意見・要望	「オ 支援状況の報告」の報告の様式を提示していただきたい。	3	【対応なし】（まだ取組自治体数が少なく、事例を充分には把握できていないが、国として申請及び報告の内容を定める難しさがあつ、地域の実情を踏まえた柔軟性を担保するうえで、必要事項の例示に留める。）
17	4.実施方法	質問	「キ 支援終了判断、支援後のフォロー等」について、「市役所と事業所との間で綿密な情報共有及び、協議を踏まえ、支援提供の終了を判断する。」とあるが、当該事業で対象となる家庭については、要対協における主担当がいる家庭がほとんどだと想定され、主担当が責任をもってケースワークをしていくべきと考えているが、いかがか。	1	【対応なし】（事例によって対応が異なるため、国として一律に定められない）
18	7.届出等	意見・要望	第二種社会福祉事業の届出と出てくるが、これ以前に当該事業の位置づけについて記載がないので混乱する。	1	自治体への通知文において補足を検討
19	7.届出等	意見・要望	市町村が、都道府県知事に届出が必要となるとの理解で相違ないければ、その点を明確化していただきたい。	1	「市町村や事業所を含む国及び都道府県以外の者が都道府県に届け出る必要がある」旨の説明文を追記し、条文を固めに記載し整理。

図 7 自治体から挙がってきたご意見等（子育て世帯訪問支援事業）

(6) 第6回検討委員会

議事次第に則り、前段にて自治体から挙げたご意見等の内容及び対応方針をご説明後、子育て世帯訪問支援事業のガイドライン(案)を事務局より説明し(詳細は参考資料6を参照)、各項目の内容に関して議論を実施した。具体的には下記2点を議論いただきたい事項として事務局から提示した。

①自治体からのご意見等への対応に関して

- ・自治体からのご意見等を踏まえたガイドラインでの対応方針に関するご意見

②ガイドライン(案)全般に関して

- ・①に限らずガイドライン(案)全般に関するご意見

①自治体からのご意見等への対応に関しては、No2及びNo8に対してそれぞれ委員から意見が挙げた。

②ガイドライン(案)全般に関しては、支援対象者や関係機関との連携に対してそれぞれ意見から意見が挙げた。

【①自治体からのご意見等への対応に関して】

No2における保護者の同意が得られない場合の対応の記載を工夫することやNo8における事業所の要対協の構成員としての参加について、「重要」という表現を弱め、自治体の裁量で決められるような表現にとどめることなどの意見が挙げた。(詳細は図9を参照)

- No2に関して、保護者の同意が必要であることと修文した点に関して、誰のために利用してもらうかを考えた際に保護者から同意を得られない場合、同意が必要なことは理解しているものの、利用勧奨や措置を積極的に活用することをしないと、真に支援が必要な子どもや家庭に支援が行き届かない懸念がある。同意が得られないため支援を受けられないことは避けたい。初めは保護者から同意がなくても、関係性を築いていくなかで、同意を得られる可能性がある。必要な子どもや家庭に支援が行き渡るように留意して表現を検討いただきたい。
- No8に関して、現場では要対協の構成員でないと事業者が個人情報との関係などで連携できないわけではなく、利用契約時に守秘義務等に関して事前に取り決めをしているため、連携のハードルにはなっていない。
- 要対協の構成員になることは、自治体にとっては要綱の改正などが必要であり、かつ現状の案では要対協の構成員にならなければ情報連携をしないと読み取られる懸念を危惧している。要対協の構成員でなくても、対面で連携などを行っており、構成員を必須とすると、場合によっては会議の規模が大きくな

り効率的な会議運営が出来なくなる対応が大変になる恐れがある。

- 要対協の設置運営指針においても、平成 28 年の改正において、特定妊婦や要支援・要保護児童に接する機会の多い機関や事業所は自治体へ情報提供を積極的に行うように記載されているため、要対協の構成員でなくても連携は出来る。要綱に定めていなくても必要な場合は個別ケース検討会議に召集する事例もあることから、運用がきちんとなされるように、法律で求められている事項の理解を促す方が重要なのではないか。
- 要対協の構成員に関しては、委託している事業者の一事業者には加わってほしいと考えている。学校など関係機関が訪問支援事業について知らない場合も多くあり、支援内容なども含め相互理解のためにも構成員に加わってほしい。私に関わっている市に関して、事業者の団体が訪問事業者であるからというより、地域資源として重要な団体として要対協の構成員に参加している。市町村が個人情報などの理由で対応や動向を事業者に共有していただけない場合があり、事業者が蚊帳の外に置いていかれることは避けたいと考えている。ガイドラインの文面は構成員にしなければならないことを必須としないようにしつつも、事業者が構成員に加わることを検討するような文言に修文いただきたい。
- 行政の立場から強制を求めることは難しい反面、要対協は特別な場であり様々な情報を共有すべき場と認識していることから事業者にも構成員への参加を求めたほうが望ましい。また、自治体間で温度差が出ることは望ましくないため、基本的には構成員に参加を求めるほうが良いのではないか。
- もちろん構成員になることを求めたいケースも存在するため一概には言えないものの、現状は構成員になる場合もあれば構成員にならずとも情報共有されることが示されていると良い。

【②ガイドライン（案）全般に関して】

支援対象者の範囲や、特にヤングケアラーに対する支援事業の利用における関係機関との連携の必要性に関して意見が挙がった。委員から聞かれた主な意見は下記のとおりである。

- ヤングケアラー等の“等”には、おそれのある者でもなく、支援の必要性が考えるものの、支援を望んでいない者も含まれているのか。
- 多胎児の家庭も支援対象に含めることを明確化している自治体もあることから、多胎児も含めるのは如何か。
- 本人自身困っている子どもが多く、要支援・要保護に含まれない場合の支援に現場では困っているため、現場の人がガイドラインを見て相談に繋がることを望んでいる。

- 特にヤングケアラーに関しては、国も力を入れているものの殆ど利用に繋がらない現状がある。その際に、こども家庭センターや関係機関として学校や教育委員会が思いつくか考慮いただきたい。実践的にはスクールソーシャルワーカーが介入した例では利用に繋がった事例が存在する。外部から利用勧奨しても、かえって支援利用に繋がらない場合がある。
- ヤングケアラーに対しての事業利用については、要因に家庭に他人を入れることのハードルもあるが、市町村より学校からのアプローチの方が支援利用に繋がりがやすい事例もあるのかもしれない。

2. まとめ

前項までの検討を踏まえ作成したガイドライン（案）を記載する。

子育て世帯訪問支援事業ガイドライン（案）

令和6年3月

目 次

1. 事業の目的.....	87
2. 支援内容	87
3. 支援対象者.....	90
4. 実施方法	91
(1) 訪問支援員の要件.....	91
(2) 訪問支援員の研修.....	92
① 研修の提供体制	92
② 研修の内容	92
(3) 支援の流れ	95
5. 個人情報の保護及び守秘義務.....	103
6. 職場倫理及び事業内容の向上.....	105
(1) 職場倫理と法令順守.....	105
(2) 要望及び苦情への対応	105
(3) 事業内容向上への取組	106
7. 届出等	106

1. 事業の目的

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2. 支援内容

支援の内容については、対象家庭を訪問し、①若しくは②又は①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

本事業は、単なる家事・育児の手伝いによる一時的な負担解消だけではなく、家事・子育てで支援を通して、支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていくことが最終的な目標像である。児童の権利を守るため、児童の最善の利益を優先して考慮し、保護者に寄り添う支援が必要となる。事業の実施に当たっては、市町村と事業者や訪問支援員が、事業の目的や理念、支援対象者に対する支援の全体像の中で担っている本事業による支援の役割を明確化し、共通認識を図ることが必要である。

訪問支援を実施するうえで、家事・子育て等に対して不安や悩みを抱えた家庭が信頼して相談・支援を依頼できるために、訪問支援員は家庭が抱える不安や悩みを傾聴できる必要がある。親子等に寄り添いサポートをする支援であることを踏まえ、家事・子育ての一方的な指導や、訪問支援員自身の価値観のおしつけ、児童や保護者又は妊婦（以下「保護者等」という。）の価値観の否定をするのではなく、保護者等の立場に寄り添い、保護者等の状況や心情を理解し、支援を行うよう努めること。

市町村は、本事業の目的や地域の実情を踏まえ、家事、育児・養育支援の具体的な内容や

範囲、ルール、利用料等をあらかじめ定めること。利用料の設定に当たっては、利用者の所得状況に応じて減免するなど考慮することが望ましい。また、複数の事業者に委託等する場合には、以下の項目を参考に、各事業者と具体的な支援の内容や範囲、ルール等を検討し、定めることが望ましい。

【家事、育児・養育支援の内容や範囲、ルール等を定める項目の参考例】

<家事、育児・養育支援共通>

- 家族（保護者）が不在時の支援内容の可否
- 児童が複数いる場合や家事・育児等を同時に行う場合の訪問支援員の人数
- 家族が不在時に支援を行う場合の鍵や貴重品等の管理のルール
- 緊急時（専門的な支援が必要だと感じられた場合を含む）・事故発生時の対応

<家事支援>

➤ 支援の内容

①日常的な家事の例

- ・ 食事の準備（一般的な家庭料理・片付け等）
- ・ 洗濯（洗濯機を使った一般的な洗濯、洗濯物干し、とり込み、たたみ、アイロンがけ）
- ・ 掃除（リビング、お風呂、お手洗い、玄関等の掃除機がけ、雑巾がけ等）
- ・ 買い物の代行やサポート 等

②特例的な内容例（通常は想定していないが、特に支援が必要な家庭には検討が必要な内容）

- ・ 大掃除、網戸・エアコン・照明器具等の掃除、草むしり 等
- 食事を準備する際に使用する食材の調達方法について
- 買い物の代行を行う際の費用（交通費含む）について
- 家事支援を行う際に使用する道具について

<育児・養育支援>

- 児童が発熱している場合や体調不良の場合、障がい等があり合理的配慮を超える対応が求められる場合の支援の可否
- 支援の内容
 - ・ 育児のサポート（授乳や食事、おむつ交換・着替え、沐浴・入浴 等）
 - ・ 保育所等の送迎（保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等の送迎 等）
 - ・ 児童の見守り、宿題の見守り、遊び相手 等

・外出時の補助（通院、行政サービスの手続きの際の同行・児童の見守り 等）
等

※本事業は、保育を主たる目的としたものではなく、保護者等の仮眠・静養、家事、通院等をするための時間の確保や育児の方法に悩んだときにサポートするような支援を想定している。

- 保育所等の送迎や外出時の補助を実施する際の、移動手段やそれに伴う交通費等について

3. 支援対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）

本事業の対象者は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、こども家庭センターをはじめとした庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等から、支援につながることを考えられ、要保護児童や要支援児童の保護者、特定妊婦に加え、要支援児童等には当てはまらないものの、心身の不調がある保護者や妊婦、妊娠・出産・子育てに対する不安や負担を抱え、日常生活を営むことに支障が生じている者など、支援を行わなかった場合に要支援児童等に該当するおそれのある児童の保護者や妊婦も含まれる。サポートプランの策定やこども家庭センターにおける合同ケース会議等の支援方針により、本事業による支援を検討・決定することが望ましい。こうしたことを踏まえ、より支援の必要性の高い対象者へ確実に支援が行えるよう事業の整備に努め、要支援児童等の状況や事業の提供体制等、市町村の状況を鑑み、支援対象者を設定すること。

また、支援対象者が事業を利用するうえで支援対象者に対する差別や偏見（スティグマ）にさらされることのないよう、また、そうしたことを危惧して事業利用をためらうことのないよう、市町村及び事業者等においては、必要な対策に努めること。

4. 実施方法

(1) 訪問支援員の要件

訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

- ① (2) に規定する研修の内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を修了した者
- ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

訪問支援員は、保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のみならず、子育て経験者やヘルパー等になることも可能であり、資格要件は問わない。

また、欠格事由については、訪問支援員の申告書により確認すること。加えて、訪問の際は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。

(2) 訪問支援員の研修

① 研修の提供体制

市町村が適当と認める研修については、事業者によって差が生じないように、市町村において研修会を開催することが望ましい。また、各市町村共通の内容については、複数の市町村が合同で実施することも考えられる。加えて、都道府県、民間団体等が開催している外部研修や外部専門家など、適宜外部リソースを活用しても差支えない。

なお、訪問支援員を確保する観点から、事業者において研修を実施する場合は、事業者の実施計画書や実施報告書を求める等、市町村において研修内容を把握し、適当と認める研修となっているか確認すること。また、市町村は、市町村への報告を要する場面や地域の子育て支援の情報等、必要な内容を提供することとし、市町村の専門職の講師派遣等の協力に努めること。

② 研修の内容

訪問支援員の質を担保する観点から、研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報管理の適切な管理や守秘義務等について、必ず実施すること。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）について、必ず実施すること。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市町村が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。

実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。

市町村が適当と認める研修については、以下の内容を参考に、各地域の実情に応じて実施するものとする。実施に当たっては、家庭訪問に同行することや援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。

図表1 市町村が適当と認める基礎的な研修の内容（一例）

#	研修項目	内 容
1	事業の理念及び意義・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭が抱える社会的困難を踏まえ、社会全体で子育てをしていく必要性 ・居宅訪問により家庭が抱える不安・悩みの傾聴や家事・育児等の支援を行うことで、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ必要性 ・こども基本法（令和4年法律第77号）や児童の権利に関する条約の内容を踏まえ、児童の人格を尊重し、児童の権利を守っていく必要性 等
2	支援対象者像の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待、ヤングケアラー、保護者等が抱える悩み、精神疾患、発達障害等の基礎知識と必要な配慮、リスク要因、児童への影響、親子関係および児童に必要なケア、支援を受ける側の心理理解 ・児童虐待につながるおそれのあるリスク要因などに気づくためのポイント（気づきのポイント情報共有ツールの活用（※））等 <p>※ 「保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）」（令和5年8月4日付けこ成保123号・こ支虐117号 こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長通知 別添3）</p>
3	傾聴とコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者と向き合う姿勢（児童、保護者等への傾聴・受容・共感の重要性と具体的な行動） ・不適切な対応（指示的、否定的な対応）等
4	地域の子育て支援の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業、子育て短期支援事業、子育て講座等の地域の子育て支援の情報
5	守秘義務と個人情報の管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待通告義務及び守秘義務（詳細は「5.個人情報の保護及び守秘義務」を参照） ・個人情報の適切な管理 等
6	市町村への報告を要する場面	<ul style="list-style-type: none"> ・初動報告・定期報告・随時報告の観点、報告後の市町村対応 等
7	訪問支援の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・家事・育児等支援の技術（座学、見学、実技含む） ・訪問支援時のルール（遵守事項） ・訪問支援状況の記録や報告方法 等
8	救急救命講習及び事故防止の講	<p>（育児・養育支援を行う訪問支援員対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を

習	<p>含んだ救急救命講習</p> <ul style="list-style-type: none">・事故防止に関する講習（安全チェックリスト（※）の活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）等 <p>※ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成 26 年 5 月 29 日付け雇児発 0529 第 17 号 別添 1）</p>
---	--

(3) 支援の流れ

本事業の支援の流れや実施体制については、以下を参考に、市町村において、適切に支援が行えるよう市町村や事業者の体制を踏まえ、支援の流れを決定し、事業者へ説明すること。なお、特に緊急を要する場合にあっては、利用対象者の利便を考慮し、必要以上に形式にとられることなく、弾力的な運営に努めること。

市町村と事業者の連携は重要であり、市町村は、事業者からの支援状況の報告先や相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制の構築を図ること。

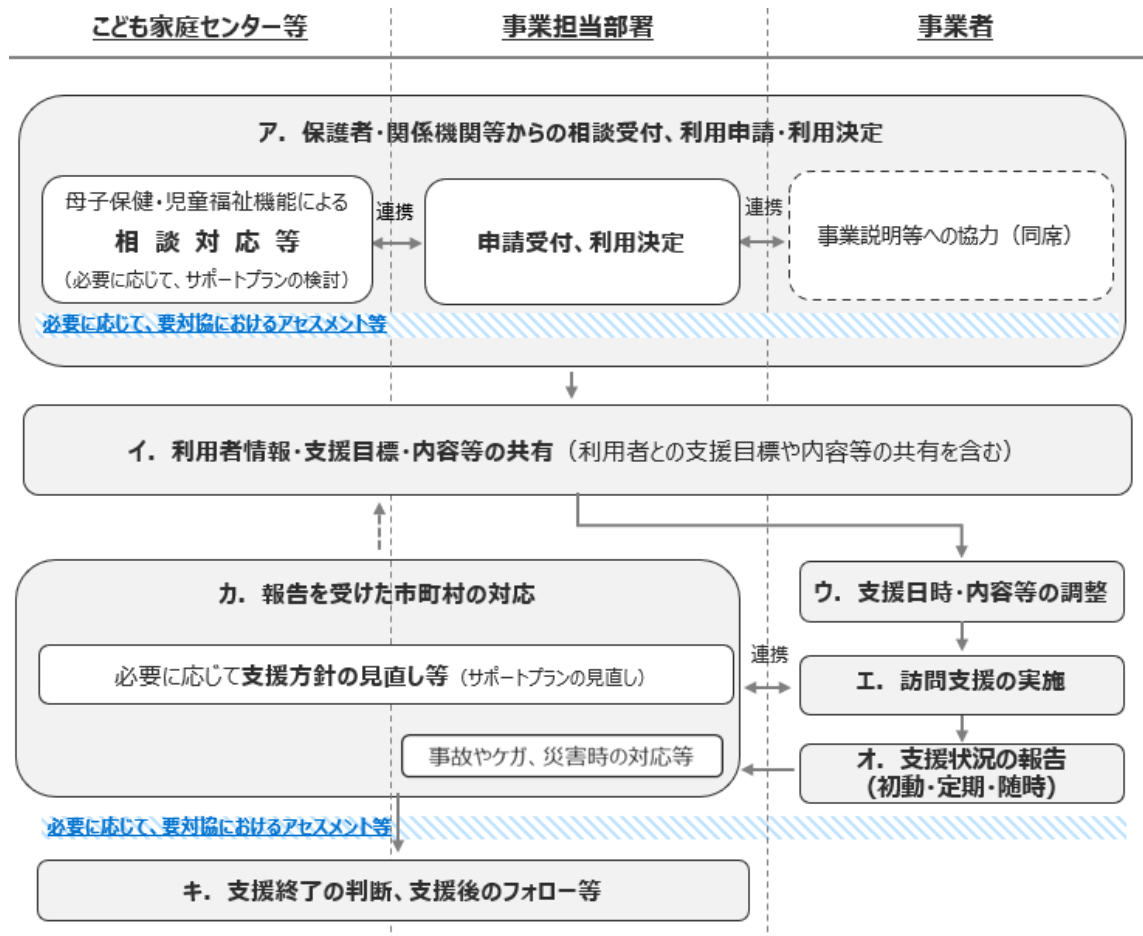
また、プライバシー保護に留意しながら、児童の最善の利益を優先して考慮した対応を図る必要があり、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会の構成員として事業者に参加を求めることが考えられる。また、構成員ではない場合にも、要保護児童対策地域協議会は情報提供等必要な協力を要請することが可能であり、必要に応じて構成員と同等の内容を共有することも考えられる。今後の支援内容に関する協議など、情報交換等を行うことが見込まれる場合は、協力要請時に、守秘義務が課せられる構成員となることについても要請することが適当である。

事業者は、市町村が定めた報告先や報告事項等により、適切に市町村と連携すること。利用者の状況の変化等により他の機関との連携が必要な場合や、対応が難しい場合には、速やかに市町村に相談すること。

訪問支援員の確保にあたり市町村は、児童の年齢や家庭の状況によって、適当と考えられる訪問支援員は異なることから、必ずしも一つの事業者と委託契約を行うのではなく、支援ニーズに応じた多様な担い手を確保することが望ましい。

本事業による支援が必要な家庭は、関係機関からの情報提供を契機に本事業につながるものが想定されることから、市町村や事業者において、支援が必要な家庭が普段利用している施設（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業、学校、児童館、民間団体等）、教育委員会や福祉サービスの受付窓口等に事業の情報提供や連携が図られる体制づくりに努めること。

図表2 支援の流れ（一例）



ア 保護者・関係機関等からの相談受付、利用申請・利用決定

市町村は、児童、保護者及び妊婦からの相談等やこども家庭センターをはじめとした関係部署や関係機関からの相談・情報提供等により、本事業の支援が必要と認められる場合には、支援対象者からの申請を受け、利用を決定する。

市町村における家庭や地域の状況の把握や相談への対応等については、こども家庭センターガイドラインを参照し、保護者等の個々のニーズ、家庭状況等の情報に基づき、必要な支援策（本事業における支援の目標、内容、頻度及び期間等を含む）を検討する。必要に応じて、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等を活用し、アセスメント等を行い、必要な支援策、保護者や児童との関係性を構築するための方策、支援策の提案方法（誰がどこでどのように）などを検討することが考えられる。なお、特に緊急を要する場合にあっては、必要な支援策等の検討を事後としまらずに本事業による支援を提供するなど、利用対象者の利便を考慮し、弾力的な運営に努めること。

また、もし事業者において支援が必要と思われる家庭等を把握した場合には、適切に市町村へ報告するなど、市町村と連携の上、市町村において対象者からの申請受理・利用決定を行うこと。

さらに、円滑な利用につなげるため、利用対象者への働きかけを行う際に利用対象者と関係性のある関係機関や、支援予定の事業者が同席して働きかけを行うことも考えられる。その際は、あらかじめ保護者等へ同席することを伝え、意向を確認すること。また、働きかけを行う場所については、訪問や来所など、利用対象者の意向や状況に配慮すること。

なお、未成年のヤングケアラーを対象とする場合、事業の提供には保護者からの利用申請が必要であることを留意すること。市町村は、申請や利用につながらない場合など必要に応じてこども家庭センターや関係機関等と連携し、利用勧奨を繰り返し行ったり、他の支援策を検討したりするなど、適切な支援につながるよう努めること。

イ 利用者情報・支援目標・内容等の共有

市町村及び事業者は本事業を実施するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や関連する市町村の条例等を遵守すること。事業者への情報提供に当たっては、市町村が利用者の同意を得ることを基本とする。利用者からの同意を得る方法の一つとして、申請書に、必要な利用者情報の項目と合わせて同意に関する内容（市町村が、事業者へ申込書と本事業の支援に必要なサポートプランの内容を共有することや、市町村、事業者、その他関係機関と状況の共有をすること等）を記載することが考えられる。

市町村は、利用者の把握や適切な支援を実施する観点から、市町村と事業者等の間で、利用者に関する必要な情報がスムーズに共有されるよう以下の内容を参考に、事前に取り決め等のルール（守秘義務等）や提供の範囲を定めることを推奨する。

また、支援開始後を含め、情報共有の内容によっては必要に応じて、市町村と事業者が一緒に訪問する機会を設定することで、利用者の認識のもと必要な情報が共有できることも考えられる。

【個人情報の取り決めに関する守秘義務契約等（秘密保持誓約書等を含む） （一例）】

本事業を提供するために必要な利用者情報を事業者提供するとともに、本事業を提供する中で事業者が知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らさないようにする。

本守秘義務は、契約終了後も同様に効力が継続するものとする。

なお、以下の各号に掲げる場合において、本守秘義務はその限りではない。

- ① 保護者や妊婦の同意がある場合
- ② 利用児童の生命、身体及び財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合
- ③ 法令又は規則その他これらに準ずる定めに基づき開示が要求され、これに応じて合理的に必要な範囲内において、開示する場合

図表3 提供・共有情報（一例）

#	項目	提供	概要
1	児童の基礎情報	推奨	氏名、住所、生年月日、性別、所属（保育所・学校等名、学年、クラス）、世帯構成など
2	児童の抱える疾患	推奨	児童の抱える疾患（アレルギー情報など）や特性、障害など
3	保護者等の状況	推奨	氏名、続柄、住所、連絡先、勤務先、保護者等の抱える疾患や障害など
4	本事業の支援を行うことが適切であると判断した事由	推奨	児童や家庭の状況など
5	サポートプランの内容	必要に応じて共有	解決すべき課題、意向、支援の種類・内容、見直しの時期、その他市町村が必要と認める事項
6	福祉サービス・機関等の利用状況（サポートプランに記載のないもの）	任意	生活保護や各種手当の受給 など
7	過去の相談履歴	任意	虐待相談・通告等の履歴など
8	行政以外のサポート体制	任意	祖父母、親戚、友人等のサポートの状況など

なお、本事業の支援計画には、以下の事項や、サポートプラン等の記載事項を参考に、市町村や各事業者において作成することが考えられる。

事業者において本事業の支援計画を作成する場合は、市町村等が検討した支援方針に基づき作成されるものであり、整合性をとる必要がある。サポートプラン等により、本事業の支援計画の内容が網羅されている場合には、改めて作成する必要はないが、市町村は、児童の権利を意識したアセスメントや支援方針等を事業者と共有し、事前カンファレンス等により本事業の役割や責務を伝える必要がある。

また、本事業の支援目標や内容等を市町村、事業者、利用者の三者で共通認識が図られるよう、利用者の意向等（希望する支援内容等に加え、希望しない支援内容等も含む）を丁寧に確認し、本事業の支援計画やサポートプランを三者で共有するよう努めること。その際、児童の年齢や状況に応じて、児童に対して説明や意向等の確認を丁寧に行うよう努めること。

図表4 子育て世帯訪問支援事業における支援計画の記載事項（一例）

	項目	具体的な内容
1	児童の基礎情報	* 児童名、* 年齢、* 学年等
2	保護者等の基礎情報	* 保護者等名
3	意向	* 児童が気になること、* 保護者等が心配していること、 * 児童が希望すること、* 保護者等が希望すること 等
4	解決すべき課題	・全体の目標、支援者が気になっていること、一緒に解決を目指すこと * 短期的な目標（今すぐ取り組むこと）、 * 中・長期的な目標（なりたい姿）
5	支援の内容	・取り組むことに対して、支援者ができること * 主な支援の内容、頻度、時間、回数（期間）
6	支援計画の見直しの時期	* 支援計画の見直しの時期
7	その他	その他事業者が必要と認める事項

*は基本項目

ウ 支援日時・内容等の調整

事業者又は市町村は、本事業の支援計画に基づき、日程調整を行う。

訪問支援員を調整する際、支援困難度が高い家庭には、専門性や経験の高い訪問支援員が対応することや、家庭からの拒否感がない訪問支援員が継続して対応し、家庭状況の変化の把握や関係構築を行うなど配慮することが望ましい。また、アセスメントを兼ねて市町村の担当者が初回対応に同席することも考えられる。

エ 訪問支援の実施

事業者は、本事業の支援計画に基づき、訪問支援を実施する。

市町村は、事業者との情報共有を含め利用者を継続的に見守りつつ、利用者に対し、ヒアリングやアンケート等により支援状況を確認するなど、状況の把握や事業利用の中断を予防する働きかけを行うことが望ましい。また、専門的な相談支援が必要な場合は、養育支援訪問事業と組み合わせて実施するなど適切な支援が提供できるよう配慮すること。

オ 支援状況の報告

事業者は、訪問支援員の毎回の訪問につき、訪問支援員からの口頭及び記録を通じた報告を受けて支援状況や利用者の状況等を把握することが望ましい。

事業者は、より適切な支援を提供するためにも、市町村へ、「①初動報告」に加え、「②定期報告」及び状況に応じた「③随時報告」を行うことが望ましい。

③ 初動報告

支援開始後において、想定していた支援内容と実際の支援内容に生じている差異等を報告すること。

④ 定期報告

事業者は、月1回程度、利用者の利用状況や様子、支援内容等を市町村に報告すること。

⑤ 随時報告

事業者は、養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合等には、市町村に随時の報告を行うこと。なお、随時報告に当たっては、気づきのポイント情報共有ツール等を活用し、児童虐待につながるおそれのあるリスクを把握するなど、市町村は事業者へ観点や報告する事項を事前に共有し、共通認識を図ることが望ましい。

随時報告の主な場面として、以下の内容が考えられる。

【随時報告の主な場面（一例）】

- 事故やケガや災害が発生したとき
- 食中毒や感染症が発生したとき
- 危険性を感じたケースやトラブルが発生したとき
- 利用者との間でトラブルが発生したとき
- 児童や家庭の状況に心配される事象があったとき
- 新規相談があったとき、継続案件に何か状況変化があったとき
- 他機関・事業との連携が必要と感じたとき（自治体、学校、要保護児童対策地域協議会、警察との連携等）
- 市町村が間に入って訪問支援者・市町村・利用者の3者で議論すべき問題が発生したとき

市町村は、利用者の状況の把握に努めるとともに、事業者や訪問支援員が利用者の適切な情報を収集できるよう、観点等の事前の共有や研修等を行うことが望ましい。

カ 報告を受けた市町村の対応

市町村は、事業者からの報告内容を踏まえて、必要に応じて利用者の意向や児童の状況、生活環境の様子等を確認し、随時変化していく家庭や児童の状況を踏まえ適切に支援方針や支援内容等の見直し（必要に応じて、サポートプランの見直しや関係機関とともに支援内容を検討）を行い、適宜、支援の進捗を事業者にもフィードバックして事業の支援計画の再検討を依頼するなど、協働して利用者を支えること。

また、事故や災害、利用者とのトラブル等に対しては、初動対応等、報告と並行して事業者が必要な対応を講じることを想定するなど、市町村と事業者が連携して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。なお、事故発生時には、都道府県等への報告が必要となる。事故報告の詳細な流れについては「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和※年※月※日付け通知）を参照されたい。

キ 支援終了の判断、支援後のフォロー等

支援終了の判断について、以下の2ケースが想定され、それぞれのケースにおいて市町村と事業者との間で事業の支援計画の評価を行い、綿密な情報共有及び、協議を踏まえ、支援提供の終了を判断する。

- ✓ 支援対象者の状態が好転し、本事業による支援を必要としなくなったと考えられるケース
- ✓ 利用者から終了相談又は、支援の中断意向が示されるケース

上記の終了の判断のうち、「利用者から終了相談又は、支援の中断意向が示されるケース」は、市町村はその理由や他の支援の必要性等を把握し、適切なアセスメントを行い、必要な支援を提供する等の支援策を講じること。

また、本事業の支援終了・中断後も支援対象者との関係性や支援が途切れないように、他事業も活用しつつ継続的なフォローを実施すること。

5. 個人情報の保護及び守秘義務

本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。

訪問した家庭が本事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市区町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。

本事業の実施を通じて、訪問支援員等が知り得た個人情報の適切な管理や秘密の保持のため、4.(3)イ 利用者情報・支援目標・内容等の共有に記載している「事前に取り決め等のルール（守秘義務等）や提供の範囲」を踏まえ、個人情報の管理や守秘義務についての規程を定め、研修等を行い、周知徹底すること。なお、以下の内容も参考に訪問支援員に対して具体的な留意事項を示すことが望ましい。

また、訪問支援員が守秘義務を厳守するあまり、必要な情報が市町村に提供されないことを防ぐため、「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」（平成28年12月16日付け雇児総発1216第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において示しているとおり、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、市町村等へ通告する義務が定められていることや、情報提供については必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務にかかる規定違反とはならないことを周知することが考えられる。加えて、気づきのポイント情報共有ツール等を活用し、児童虐待につながるおそれのあるリスクを把握するなど、訪問支援員に把握を求めたい観点や報告する事項を事前に共有し共通認識をもつための取組や、訪問支援員が悩むケースを抱え込まず相談できる体制整備に努めること。

【個人情報の保護及び守秘義務に係る、留意事項・対応等の一例】

- 支援にあたり知り得た個人情報については、取り扱いに十分に留意する（SNS の扱い含む）。
- 家族や友人を含め、第三者に個別の家庭事情等の内容を話すことを禁止する。
- 関連書類を落とす、訪問先に忘れる等しないこと。
- 支援時等における児童の写真、家の中の様子の撮影を禁止する。食器や調理・掃除道具等の配置など支援に必要な写真を撮影する場合には、利用者の許可を得ること。
- 支援終了後、あるいは訪問支援員の任期満了後においても支援を通じて知り得た情報については一切口外しない。また、関係書類は事業者に返却すること。
- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、市町村等へ通告する義務があり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲においては、守秘義務にかかる規定違反とならないことを踏まえ、適切に情報提供すること。
- メールで報告するときは、利用者の個人名の記載をせずにイニシャルや利用者番号で報告すること。
- 携帯電話等の端末の取り扱いには、注意すること。

6. 職場倫理及び事業内容の向上

(1) 職場倫理と法令順守

本事業には、社会的信頼を得て支援に取り組むことが求められる。また、訪問支援員等の言動は児童や保護者等に大きな影響を与えるため、訪問支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、訪問支援の内容の向上に努めなければならない。

さらに、事業者は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての訪問支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むことが求められる。

- ✓ 児童や保護者等の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ✓ 児童の年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保する。
- ✓ 児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮する。
- ✓ 児童虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ✓ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ✓ 守秘義務を遵守する。
- ✓ 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ✓ 児童や保護者等に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ✓ 訪問支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ✓ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

(2) 要望及び苦情への対応

児童や保護者等からの要望及び苦情への対応として以下の内容を実施すること。

- ✓ 市町村及び事業者は、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、児童や保護者等に周知する。利用者が、要望や苦情を伝えやすい方法や窓口設置に考慮すること。
- ✓ 児童や保護者等からの要望や苦情に対しては、市町村と事業者が連携して、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- ✓ 要望や苦情については、その内容や対応について市町村と事業者間、また事業者と訪問支援員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

(3) 事業内容向上への取組

事業者は、児童や保護者等の意見を取り入れて運営について、自己評価を行うことが望ましい。また、評価の結果については、事業者内で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かすよう努めること。

市町村及び事業者は、訪問支援員に対して、①市町村が適当と認める研修（基礎的研修）の他、②時代の変化にも対応した実際の訪問における問題解決のための技術向上研修③事例検討などの応用的研修の実施や、自治体や民間団体が開催している研修会等の受講を促すなど、訪問支援員の必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めること。

また、市町村において、異なる事業者が研修・交流・協議する場を設定することで、広い視野の獲得につながり、知識や技術、意識の向上につながることも考えられる。

7. 届出等

子育て世帯訪問支援事業を実施する場合は、市町村や法人を含む国及び都道府県以外の者が、都道府県に対し以下に基づき届け出る必要がある。

なお、指定都市及び中核市は、大都市等の特例により、社会福祉法第7章等の都道府県が処理することとされている事務を行うこととなっている。このため、事業経営地が指定都市又は中核市の場合は、事業経営地の市長に届け出ることとなる。

(地方自治法施行令第174条の30の2、第174条の49の7参照)

市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の定めるところにより、子育て世帯訪問支援事業を行うことができる。

(児童福祉法第34条の11参照)

この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支

援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について
相談に応ずる事業

(社会福祉法第2条参照)

国及び都道府県以外の者は、住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に以下に掲げる事項を届け出なければならない。

また、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(社会福祉法第69条参照)

<開始時に必要な届出事項>

- 1 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 事業の種類及び内容
- 3 条例、定款その他の基本約款

第4章 本年度の検討を踏まえた今後について

前章までにおいて、児童育成支援拠点事業及び子育て世帯訪問支援事業について実施してきた調査結果やそれぞれの検討委員会で挙げた意見及びそれらを踏まえて作成したガイドライン（案）を記載した。本章では、これまでの検討を踏まえ、各事業の質を保ち、全国で実施され、適切な形で支援が届くようにするうえでの課題を抽出・整理した。今後、これらの課題についての検討が行われより良い事業展開がなされることを期待する。

【研修体系の整備及びコンテンツの提供】

自治体によっては類似の支援事業の実施実績がなく、自治体間でスキルや知見の蓄積状況も大きく異なることが想定されるため、全ての自治体が一定の質を担保して両事業を実施するためには、研修体系の整備及びコンテンツの提供が必要と考えられる。特に子育て世帯訪問支援事業については、支援員が家庭に入るというデリケートな特徴を持つことから、訪問支援員の質やサービス水準を一定以上とするために研修の重要度が高く、そのような両事業における研修の重要度の違いも踏まえ、それぞれの事業における研修の位置づけや内容等を整理していく必要があると考える。どの自治体においても共通する研修内容に関しては、国などが研修コンテンツを作成し提供することにより、自治体や事業者の研修の準備・運営に対する負担を軽減することが考えられる。研修コンテンツの提供は、自治体における研修について十分に質を担保できず研修が形骸化してしまうリスクの防止にもつながる可能性がある。また、事業所以外からの外部研修やスーパービジョンなども取り入れることにより、専門家から適切な支援を実施するスキルや知見を効率よく蓄積できると考えられる。

また、人材育成の観点でも研修の体系化が必要になると考えている。福祉分野は人材不足が深刻な分野であり、どのように継続的に人材確保を行っていくかという観点でも研修の存在が重要になると考える。

【関係機関との連携体制の構築】

両事業ともに、利用対象者となりうる子どもや家庭に関する情報は学校など利用対象者と関係性のある関係機関が持っている場合も十分に考えられ、特に支援の必要な子どもや家庭への支援が確実に行的られるためには、関係機関との連携体制の構築が重要となる。事例の中で、学校の内情に詳しく連携能力の高いスタッフが事業者にいることにより関係機関との連携体制を構築している例があったものの、全ての事業者に関係機関との連携能力の高い人材を揃えることは難しいと史料される。そのため、国や自治体に関係機関へ両事業の支援内容等を周知するとともに、関係機関の職員に対しても本事業に関する研修の場を設け、両事業の重要性や具体的な支援内容が理解されることが望ましいと考えられる。

【適切な EBPM を推進する体制の構築】

当然の話ではあるが、各事業が今後取り組まれる中でどのようなモニタリングをして、その結果を踏まえての政策評価及び軌道修正がなされるかという EBPM を推進する体制を構築することは重要である。他方で、当該調査研究において 2 事業のガイドライン（案）を作成し、ガイドライン（案）の中には各事業の本質的な部分に踏み込んだうえで支援の内容等を記載しているものの、単純な支援者数や支援実施回数では到底測れないものであり、一步踏み込んだモニタリングを行う為のデータ収集が必要となる。また、事業のモニタリング方針については当該事業を立ち上げた国が主導でベースを作っていくことが期待されるが、実際にデータ取得を行うのは自治体もしくは支援を実施する事業者となる可能性が高い為、検討においては様々なステークホルダーを巻き込んだ検討体制を組む必要がある。その他、国においてアジャイル型の EBPM 体制構築に関する検討が別途進められている中、前述の体制を構築したうえでどのように柔軟に事業内容等を変更していけるようにするべきかに関する議論がなされることも期待される。

【若者支援施策との連携】

本調査研究の対象である 2 事業はいずれも児童が主な対象であり、一定の対象年齢を超えた後の柔軟性はありながらも基本的には適切な若者施策につなぐことを期待する形となっている。しかし、支援対象者が抱える課題は年齢や時間とともに解消されることはなく、継続した支援が必要となるケースが少なからず生じることが想定される。こども大綱が若者等も含めたこども施策の一元化の方針であることも踏まえ、当該事業においてもこういった視点での検討や具体的な運用イメージ等を自治体に紹介することが求められる。

【リソースが不足する自治体における事業提供を可能とするスキーム検討】

児童育成支援拠点事業、子育て世帯訪問支援事業ともに、直営ではなくノウハウを保有する地域の一般社団法人等に外部委託し、事業の提供を行っている事例が見られる。他方で、地域にノウハウを保有する団体が存在せず、自治体の職員自身も類似事業の実施実績や研修受講、資格等をすでに保有していない場合は、家庭支援事業を新規で始めるにはノウハウ蓄積や体制構築等の準備期間を要し、支援を必要とする家庭に円滑かつ早期に支援を提供することが困難な事例が見られる。結果として自治体ごとに、類似事業の提供実績の有無や庁内／庁外（地域内）におけるリソースの有無に応じて、家庭支援事業の提供可否やサービス水準に差異が生じる可能性がある。全国的に事業が展開され、居住地によって支援が届かない事態を防ぐため、リソースが不足する自治体においても事業提供を可能とするスキームの検討が必要である。土木分野では限られたリソース（庁内技術職員、地域の事業者、予算等）の中でサービス水準の低下を防ぐために、①デジタル技術の活用、②事業の包括化の検討が進められている。こども・子育て支援の分野においても当該方針は活用可能であると考えられ、①デジタル技術の活用については、【適切な EBPM を推進する体制の構築】のとおり、データ取得・収集・分析の高度化・効率化を行っていくことが求められる。②事業の包括化では、複数自治体（県市、近隣複数市町村等）での一体発注や複数事業の包括発注により、事業者・発注者がリソースの所在地域に過度に縛られずかつ効率的に事業を提供していけるようなスキームを検討していくことが求められる。

以上